司法修習終了時点から見た司法修習生の実務修習について

三　澤　英　嗣

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　司法修習に関するこれまでの検討状況
Ⅲ　最高裁判所司法修習委員会での検討状況
Ⅳ　導入修習や分野別実務修習ガイドラインを巡る議論から
Ⅴ　司法修習の出口－最高裁判所規則等からみた出口
Ⅵ　司法修習の出口－旧憲法下との比較
Ⅶ　現行司法修習における「取調修習」の意味
Ⅷ　現在の弁護修習の実情
Ⅸ　私見

Ⅰ　はじめに

平成13年6月，司法制度改革審議会意見書が取りまとめられ，法科大学院を中核とし，司法試験，司法修習というプロセスによって法曹を養成するシステムが導入された。

すなわち，法学を学んだことがない人であっても，適性試験を受け，法科大学院で3年間学び修了すれば，司法試験を受験することができ，その司法試験にも大半の人が合格し，最後は，1年間の司法修習を経て，実務家に成長するというものである。すでに法学を学んだものは，例外として，法科大学院を2年で修了することができる。

平成16年4月に法科大学院が開講し，平成18年5月に新司法試験が，同年12月から新司法修習が開始した。そして，現在，このシステム導入から10年が経過し，新司法修習も開始から10年目を迎えようとしている。

しかし，新たな法曹養成システムは，それまで無関心であった大学が，法曹養成教育について一定の責任を有して取り組み，研究者教員が法曹の養成に関わったという点については，大きな変化をもたらしたが，残念ながら，いくつかの問題を抱える状況になった。

そして，これら問題点を解決するために，政府は，平成22年3月から同年7月にかけて法曹養成制度に関するワーキングチーム[1]を，平成23年5月から平成24年5月にかけて法曹の養成に関するフォーラム[2][3]を，平成24年8月から同25年6月にかけて法曹養成制度検討会議[4]（以下「検討会議」という。）を設置し，議論を重ねてきた。平成25年9月17日，法曹養成制度改革推進会議，同推進室，同顧問会議が設置され，引きつづき，具体的検討がされている。

そこで，本稿においては，多岐にわたる上

1　平成22年7月6日付法曹養成制度に関するワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）http://www.moj.go.jp/content/000050026.pdf
2　平成23年8月31日付け法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめ http://www.moj.go.jp/content/000078888.pdf
3　平成24年5月10日付け法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）http://www.moj.go.jp/content/000098132.pdf
4　平成25年6月26日付け法曹養成制度検討会議取りまとめ　http://www.moj.go.jp/content/000112068.pdf

記問題点のうち，司法修習の充実方策について，これまでなされてきた議論を整理した上で，特にプロセス教育の一応の出口である司法修習の終了時点から眺め，検討してみたい。

なお，本稿は，あくまでも小職の私的な見解であって，所属する団体の意見とは関係ないことをあらかじめ付言する。

Ⅱ　司法修習に関するこれまでの検討状況

平成22年から始まった政府の一連の検討状況の中で，司法修習の領域においては，主に司法修習生に対する貸与制導入の問題がクローズアップされていた。法曹の養成に関するフォーラムまでは，司法修習と法科大学院教育との連携や司法修習の多様性確保が議論はされてはいたものの，司法修習のあり方や内容について，その具体的な変更を強く感じさせるものはあまりなかった。

ところが，検討会議では，それまでとやや趣を異にし，司法修習にも光が当てられ，司法修習もプロセスでの育成という法曹養成システムの一部であり，短い期間でより充実した研修を行うべきと指摘された。その結果，司法修習において，法科大学院教育からスムーズに実務修習に移行できるような措置を講ずることが求められるとともに，多様化する法曹に対する社会的ニーズに対応できることが求められた。そして，最高裁判所において，司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが要請され，新たな検討体制の下で，法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い，2年以内に結論を得るべきであるとされた[5]。2年以内という枠がはめられ，単に司法修習の在り方の検討だけでなく，その結論までも得ることが要求された。

さらに，検討会議は，「なお，今後，法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討する中で，必要があれば，司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方や兼業許可基準の更なる緩和の要否についても検討することが考えられる。」と指摘した。この司法修習の在り方が検討され，その中で，必要があれば，司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方も検討対象とされたわけだが，この箇所が，法曹養成課程における経済的支援のパートでも論じられている点は特筆すべきである[6]。

Ⅲ　最高裁判所司法修習委員会での検討状況

新たな司法修習に関する基本的な考え方は，第8回最高裁判所司法修習委員会（以下「司法修習委員会」という。）の議論の取りまとめ（平成16年7月2日答申）に示されていたが[7]，最高裁判所は，この検討会議の前記取りまとめがなされた状況を受け，その司法修習委員会及び同幹事会において，司法修習の充実を図るべく検討を始め，その具体的作業については，幹事会の下に作業チーム（ワーキンググループ）を設けた。

その検討作業の中で，法曹三者による分野

5　平成25年6月26日付け法曹養成制度検討会議取りまとめ21，22頁
6　検討会議取りまとめ11頁では，「司法修習生に対する経済的支援については，司法修習の位置付けを踏まえつつ，より良い法曹養成という観点から，経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにするため，措置を講じる必要がある。具体的には，司法修習に伴い個々の司法修習生の間に生ずる不均衡への配慮や，司法修習生の修習専念義務の在り方に関して，可能な限り第67期司法修習生（本年11月修習開始）から，次の措置を講じるべきである。」とし，「なお，この問題も含む司法修習の在り方については後記4（司法修習について）参照（括弧内筆者）」としている。
7　http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/803004.pdf

別実務修習担当者に対するアンケートが実施された。特に日弁連のアンケートでは，各弁護士会のアンケートだけでなく，全国の個別指導担当弁護士から相当数の貴重なアンケートを得ることができた。（別紙「（参考）2013年度司法修習に関するアンケート結果」）

そして，司法修習委員会では，検討会議の取りまとめ及び上記アンケート結果等を踏まえ，「司法修習充実の基本方針」として4つの基本方針を示した。特に，司法修習委員会が，「これまでの司法修習の運営に問題があるとの認識を有していなかったこと」を率直に認め，「改善すべきことは改善し，修習について不断に実情の把握と充実方策の検討を行っていく」とした点は，大きな出来事と思われる[8 9]。

＊＊＊＊＊＊＊

司法修習充実の基本方針

1　修習委員会では，これまで司法修習の運営に特段の問題があるとは認識していなかったが，法曹養成制度検討会議の取りまとめ，法曹三者アンケート結果等を受けて，今後は修習の実情を把握し，改善すべきは改善するという姿勢で臨むこととする。

2　①修習開始段階の修習生の状況，すなわち法科大学院の実務基礎教育を経て司法試験に合格して司法修習生になった者の知識・能力の状況（その限りで法科大学院の実務基礎教育の状況，司法試験の状況も視野に入ることになる），②各分野別実務修習において行われている指導内容，その効果の実情，③選択型実務修習，集合修習の状況，④修習終了時に法曹としての汎用的基礎力が身に付いている状況等，修習全体について，その実情を把握し，これらを分析して，導入段階の教育を含む修習全体の充実方策を検討するべきである。

3　現在，必ずしも2の①～④の修習の実情がつぶさに把握できているわけではないが，法曹養成制度検討会議の取りまとめ，法曹三者アンケート結果等，中でも検察，弁護の結果を踏まえ，現時点で考えられる方策として，（Ⅰ）不足が指摘されている基礎知識等については，司法研修所の企画する導入段階の統一的教育を行う，（Ⅱ）分野別実務修習においては，ガイドラインの策定等により，各分野別実務修習における指導内容を明確化・充実化し，司法研修所は，各分野の課題の把握と支援を行う。

4　修習委員会は，今後継続的に，2の①～④の実情及び3のⅠ，Ⅱの方策の効果を調査し，これらを分析して，Ⅰ，Ⅱの方策を改善する必要がないかを含め，修習全体について，不断に実情の把握と充実方策の検討を行っていく。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

この司法修習委員会の「司法修習充実の基本方針」の下，平成26年度司法修習生（司法修習68期）から，司法修習の冒頭3週間（平日15日間）の導入修習が実施されることとなった。また，各分野別実務修習においては，その充実を図るために，指導担当者用の分野別実務修習ガイドラインが設定された[10]。

8　第25回最高裁判所司法修習委員会配付資料45　http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/2260212-siryou45.pdf

9　なお，第8回司法修習委員会では，会議を定例的には2回程度とし，しかし，臨機応変に随時開催することが確認されていた。http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/80316001.pdf

10　http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/2260430-siryou47.pdf

その後，新たに幹事会の下に設置された作業チーム（司法修習ワーキンググループ）で，司法修習生の実務修習結果簿の調査・分析，選択型実務修習の充実の在り方が検討された。

Ⅳ　導入修習や分野別実務修習ガイドラインを巡る議論から

司法修習はその充実を求められ，前記のとおり，導入修習や分野別実務修習ガイドラインが設けられたが，実は，これらは，司法修習の終了時のレベルをどう位置づけるかによって，その意味合いや内容が異なってくる。[11]

すなわち，導入修習も，分野別実務修習も，さらには，選択型実務修習や集合修習も，あらゆる修習が，さらにもっと言えば，プロセス教育の初めである法科大学院教育，司法試験も含めて，「修習終了時の司法修習生は，どのようなレベルのものとして存在すべきか」という出口（司法修習生の仕上がり具合）に向かって，各段階で何を重点とすべきかが決まるのである。

ただし，ここで気をつけなければならないのは，あくまでも各段階において教育内容が明確に区分けされるものではないということである。ともすると，法科大学院では法律基本科目を，司法修習で実務をという仕分けを考えがちであるが，このような明確な仕切りは本質的にはできないし，また，仕切りをすること自体に合理性もない。法曹養成の本質がプロセスによる養成であることに変わりはないのであって，そのプロセスは，法理論と法実務が，講義や双方向・多方向的授業，臨床教育，実務修習を通じて，あたかもDNAのらせん構造のごとく結び合い，互いを刺激しながら，司法修習生の能力を修習終了に向かって向上させていくのである。

その意味でも，「法曹養成の一応の到達点である司法修習の出口では，どのようなレベルを想定するのか」は，法曹養成のプロセスにおいて，極めて重要なことである。

Ⅴ　司法修習の出口―最高裁判所規則等からみた出口

1　司法修習生に関する規則（昭和23年8月18日施行）によれば，司法修習は，「司法修習生が高い識見と円満な常識を養い，法律に関する理論と実務を身につけ，裁判官，検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」ものとされている（同規則第4条）。そして，司法研修所所長通知である司法修習生指導要綱（甲）（平成18年4月1日司研企第000791号）には，修習の目的は，「修習は，法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等を前提として，学識の深化を図り，これを実務に応用できる能力を涵養すること」とあり，修習は，「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を習得させることを中心として行う。」とされている（同要綱第1）。そして，司法修習において養成すべき能力は，「法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，書面や口頭による説得的な表現能力等」としている（同要綱

11　導入修習のねらいについては，修習開始段階で司法修習生に法科大学院で学修した実務基礎知識・能力の不足部分に気づかせることを第一義とする考え方と，その部分があることは否定しないが，直ちに分野別実務修習に主体性をもって違和感なく取り組めるよう，より積極的に実践的な導入的修習にすべきであるとする考え方とがある。司法修習の出口を一人前の新人実務家像に近づければ近づけるほど，修習は座学ではなく，より実践的活動を伴うものになろう。同様に，ガイドラインの内容についても，自ずと変わらざるをえない。

第2。下線は筆者)。

2　これら規則等は抽象的な文言が多く分かりにくいが，大雑把に整理すれば，次のとおりであろう。すなわち，司法修習生は，修習終了時において法曹にふさわしい品位と能力を身につけていることが求められ，その能力とは，具体的には法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，表現能力等である。そして，これら能力を獲得するための方法論として，司法修習においては，基本的かつ汎用的な技法と思考方法を中心的に学ぶことになる。やや上記方法論と獲得能力の具体的な関係性は分かりにくいが，最高裁判所規則等から見て，少なくとも，修習終了時の出口において，修習生は，自ら一法曹として活動できる程度の事実調査能力等の各種能力と品位を身につけていることが求められていることは明らかであろう。

Ⅵ　司法修習の出口―旧憲法下との比較

1　旧憲法下

現在の司法修習制度の原型と思われるものは，旧憲法下に存在した。もとより，司法権が置かれていた国家体制は現在とは異なるが，原型と思われる旧憲法下での法曹養成を辿ってみたい。

(1)　法曹養成について，近代的な養成システムが制度化されたのは，判事，検事を育成するための司法官試補の制度であり，旧憲法下においては，明治23年（1890年），裁判所構成法（明治23年2月10日法律第6号）で規定された[12]。

すなわち，裁判官，検察官に任じられるためには，司法官試補として1年6か月以上の「実地修習」を受けなければならない[13]。この修習の目的は，判事検事になるのに必要な人格識見の涵養と実務の修得であり，この「実地修習」では，司法官試補は，配置された庁において，「判事及び検事に付いて事務を修習する」とされた（なお，実地修習で修得する内容は，裁判所及び検事局の事務であったが，それに加えて，執行，戸籍，供託，行刑，警察も含まれた。)。

そして，この「実地修習」期間中，司法官試補は，命を受けて，①区裁判所のおける検事代理[14]，②合議裁判所等における臨時の書記事務[15]，③一定の法定刑に該当する事件に関する官選弁護[16]，④裁判所構成法60条の示す司法事務をすることができた。つまり，司法官試補は基本的には配属庁の指導担当者に付いて司法事務を修得するが，その一方で，法制度上，自らが一定の権限を持って司法事務を執り行うこともできたのであり，実際に行われていたのである（なお，④の事務については，現実の運用に異論あり。[17])。この点，司法官試

12　裁判所法逐条解説（中）376頁以下（最高裁判所事務総局総務局）
13　当初は、司法官試補の実務修習期間は，法律上3年であった（裁判所構成法58条2項)。しかし，実際には3年修習は実現しなかった。
14　裁判所構成法18条3項　司法大臣ハ適当ナル場合ニ於テハ区裁判所判事試補又ハ群市町村ノ長ヲシテ検事ヲ代理セシムルコトヲ得
15　裁判所構成法92条1項　合議裁判所長又ハ区裁判所ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所ニ於テ修習中ノ試補ニ書記ノ事務ヲ臨時取扱ハシムルコトヲ得
16　大正11年法律第75号刑事訴訟法43條　第334條又ハ第335條ノ規定ニ依リ附スベキ辯護人ハ裁判所所在地ニ在ル辯護士又ハ司法官試補ノ中ヨリ裁判長之ヲ選任スヘシ
17　なお，④裁判所構成法第60条の司法事務の内容については，オットー・ルドルフの裁判所構成法注釈では，広範囲に認められ，事務処理自体は司法官試補の責任の下に於いて実施するものとされているのに対し，現実には，①ないし③以外の裁判事務は絶無であったとの指摘もある（蕪山嚴　司法官試補制度沿革213頁以下)。なお，明治24年任命の司法官試補であった牧野菊之助氏（後の大審院長）の回顧録では，予審判事に願い出て，尋問や実地検証等をしたとの指摘もあり，その教育効果大と評価されている（蕪山嚴　司法官試補制度沿革304頁以下)。

補は，その身分において，判事・検事そのものではないにしても，官吏として試用期間として採用され（したがって，有給），第二回試験合格後は判事・検事に当然就任する身分であったことからすると，現行の司法修習生とは異なることにはなるが，兎にも角にも，本来実地研修中の者が一部の司法業務をその責任において執行していたのであり，法制度上，司法官試補は，一定の司法事務を取り扱う資格や権限を有し，判事・検事の補助的役割を担っていたのである。[18]

⑵　他方で，弁護士試補の制度は，昭和８年（1933年），司法官試補の制度から遅れて設けられた（昭和８年４月28日法律第53号弁護士法改正，昭和11年４月１日施行。なお，大正３年法律第40号にて判事検事登用試験と弁護士試験は統一されている。）。

ここでは，弁護士試補の実務修習の目的は，弁護士に必要な人格識見の涵養と実務の修得にあり，その期間は，司法官試補と同様，１年６か月とされた。その実務修習の内容は，民事刑事に関する書類の立案のほか，裁判所に出廷して訴訟手続を「見学」することになっている。この「見学」の意味が司法官試補が自ら裁判できないこととの比較において大きな違いを有していたかについては検証の必要があるが，おそらくは，弁護士試補の実務修習は，司法官試補のいう「実地修習」と同様，指導担当者の作業を事実上手伝いながら，実務を修得するというものだったと思われる。ただ，法制度を見る限りでは，少なくとも弁護士試補の場合は，司法官試補のように一定の資格や権限を有していなかったのであり，弁護士試補には，法制上は，弁護士の補助的役割は期待されていなかったと思われる（司法官試補が有給であり，弁護士試補が無給であることがその現れであろう[19]。）。しかしながら，修習期間１年６か月の間を通じて配属先事務所を変更しなかったようなので，実際には，その間無給であったことに対する実費支給の問題もあって，弁護士の通常業務の補助的役割を担っていたと想像される[20]。

⑶　このように見てくると，司法官試補も，弁護士試補も，１年６か月の期間中補助者的な役割を担っていたと思われ，実地（実務）修習を終えれば，その出口の段階で，司法官試補は判事検事として，弁護士試補は弁護士として，直ちに「一人前の実務家」として活動することが一応予定されていたと評価できる（なお，司法官試補には，実務修習後第二回試験が用意されていた）。二つの制度は，制度上の違いはあっても，出口時点で求められるレベルは同じであったのであり，特に司法官試補制度は，自ら業務を遂行できるものになっていたこともあって，結果的にその出口において判事・検事のレベルへ到達しやすい面もあったと思われる。

18　早野貴文「統一修習の歴史的背景と現実の機能」（法曹養成と臨床教育№.5　29頁以下）

19　伊藤利夫，高橋秀雄　「弁護士試補制度の回顧」（法曹百年史　397頁以下）。試補発足後も無給制度に対し，試補側からこれは試補の生活権を脅かすもので，結局生活の安定した有資産者でなければ弁護士になれないではないかという反対運動が行われ，弁護士会内部でも議論百出する有様となった。なお，東京弁護士会は，昭和13年６月，試補に対し，給与としてではなく，事務修習に要する諸費用を支給することを決定している。

20　伊藤利夫，高橋秀雄　「弁護士試補制度の回顧」（法曹百年史400頁）。弁護士試補の実務修習の方法として，試補が何らかの形で法廷に出廷して訴訟実務をとりたいという希望は，それが実質上収入の道につながる意味もあり，強かった。筆者伊藤利夫は，名古屋弁護士会で指導弁護士の監督の下に，区裁判所の民事事件について裁判所の許可を受けて自ら訴訟代理人になり，刑事事件では裁判所の許可を受けて特別弁護人となって出廷し，相当実効を納めることができたとしている。その一方で，当時司法官試補の検事局における実務修習は「検事代理」制度によって法律上も検事としての職責をもち実務を取り扱う途が開かれていて，弁護士試補にもこうした途を開くべしとの意見もあったが，司法省はもちろん，弁護士会全体の空気としては否定的であった。

＊＊＊＊＊

＊裁判所構成法

第57条　判事又ハ検事ニ任セラルルニハ第65条ニ定メタル者ヲ除ク外試補トシテ1年6月以上裁判所及検事局ニ於テ実務ノ修習ヲ為シ且考試ヲ経ルコトヲ要ス

第60条　1年以上修習ヲ為シタル試補ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ命アルトキ区裁判所ニ於テ或ル司法事務ヲ取扱フコトヲ得

予審判事及地方裁判所ノ受命判事モ亦其ノ附属ノ試補ヲシテ自己ニ代リ或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第61条　試補ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フノ権ヲ有セス

第1　訴訟事件ト非訟事件トニ拘ラス裁判ヲ為ス事

第2　証拠ヲ調フル事但シ前条第2項ノ場合ヲ除ク

第3　登記ヲ為ス事

＊司法官試補修習考試規則（昭和14年8月15日司法省人庶第767号司法大臣訓令）

第1条　司法官試補ノ修習ハ判事検事タルニ必要ナル人格識見ノ涵養及実務ノ修得ヲ目的トス

第2条　実務ノ修習ニ在リテハ裁判所及検事局ニ於ケル事務ヲ主トシ併セテ執行，戸籍，供託，行刑，警察其ノ他必要ナル事務ノ概要ヲ修得セシムベシ

＊＊＊＊＊

＊弁護士法

第2条　左ノ条件ヲ具フル者ハ弁護士タル資格ヲ有ス

2　弁護士試補トシテ1年6月以上ノ実務修習ヲ了ヘ考試ヲ経タルコト

＊弁護士試補実務修習規則

第7条　弁護士会ハ毎年修習ノ申込ヲ受諾シタル弁護士試補ノ数其ノ会員ノ20分ノ1ヲ超ユルトキハ司法大臣ノ許可ヲ受ケ修習ノ申込ヲ拒絶スルコトヲ得

第8条　弁護士試補ノ修習ハ弁護士会修習ノ申込ヲ受諾シタルトキヨリ開始ス

弁護士試補ノ修習期間ハ当分ノ間之ヲ1年6月トス

第9条　弁護士試補ハ修習期間中其ノ指導弁護士ト共ニ裁判所ニ出廷シテ訴訟手続ヲ見学スル外民事刑事ニ関スル書類ノ立案其ノ他弁護士タルニ必要ナル実務ヲ修得スベシ

＊＊＊＊＊

2　新憲法下

これに対して，新憲法下では，司法官試補，弁護士試補の制度は廃止され，両者は，司法修習生を一元的に養成する司法修習という形で統一された（昭和22年4月16日法律第59号裁判所法。）。司法試験に合格した者は，最高裁判所により司法修習生として採用され，一定の期間の実務修習を経て，二回目の試験に合格すれば，判事（補），検察官，弁護士となる資格を有することができることとなった。この新制度は，法曹になる資格を得る立場という点では，すでに官吏であった司法官試補とは異なるが，司法修習制度の終了時において，「一人の実務家」となるという意味での出口は，旧制度と変わりはない。

ただ，この統一修習を設ける経過の中で，「司法修習生」という新たな存在が認められ，その修習の出口において一人の実務家になることが想定されたものの，その修習課程において，司法修習生は，いったいどういう立場で何をどこまでできるのかが必ずしも明確に

はならなかった。特に司法官試補では本来的に業務として可能であった「検事代理」や「書記事務」，さらには「官選弁護」のような特別な役目がなくなったために，裁判・検察での修習は従前の司法官試補にいうところの純粋な「実地修習」部分が残った形となった。そして，この修習の内実が曖昧だったため，司法修習生ができる活動範囲が不明確となり，次のとおり，検察修習での取調修習の適法性が問題となった[21][22]。

Ⅶ　現行司法修習における「取調修習」の意味

新憲法下での司法修習は，判事・検事・弁護士となる資格を得るための統一された修習となったが，前述したとおり，司法官試補に認められていた検事代理等の行為ができなくなった。しかし，残された「実地修習」部分が明確でないまま，新たな司法修習へ引き継がれていった中で，検察修習において，被疑者や参考人への取調修習が行われ，この取調修習の適法性が問題となった。

これは，法的には，裁判所法上に規定された「修習」と刑事訴訟法の「取調」との関係をどう捉えるかにあり，いくつかの可能性ある見解があろうが，一人の実務家となるという意味での司法修習の出口から見れば，修習生が当該事件の担当者として被疑者らと対峙して活動する取調修習自体は，積極的に推進すべきことになろう。なぜなら，修習生時代にこのような経験を積んでいなければ，晴れて検事になったとしても，結局は無経験のまま実務家になることになってしまうからである。

その意味では，司法修習生の取調修習は，修習の到達点から見れば，研修の在り方として理に適ったものであり，旧憲法下の「検事代理」とは制度としては異なるが，司法修習生が主体的に活動するという意味においては，同趣旨のものと言えなくもない。

なお，刑事訴訟法と司法修習の関係では，司法修習生に開示証拠の目的外使用の禁止（刑訴法 281 条の 4）の適用がないとされているが，その理由として，司法修習生は，修習終了後直ちに実務に就けるようでなければならないからとの指摘もあり[23]，これも一人の実務家となるという意味での修習の出口からの意味づけと言えよう。

21　山室章「司法修習生の検察実務修習について」（ジュリスト 1963 年 2 月 15 日号 No.268 40 頁以下）

22　相島一之「司法修習生の修習指導について - 昭和 38 年度司法修習指導担当者協議会におけるあいさつ」研修時報 22(1964 年)6 頁～ 8 頁。司法修習生による被疑者の取調修習の適法性は，いわゆる「相島六原則」が示され，同原則を条件に取調修習の適法性が認められた。相島一之司法研修所長は，昭和 38 年度司法修習生指導担当者協議会におけるあいさつで，「司法修習生は，司法試験に合格し，法曹になるために法律の規定により修習を行っている特殊な地位にあるものでありまして，実務を身につけることが，その実務修習の目的であります。」とし，「いわゆる取調修習は，その目的を達するために有効であり，かつまた重要である。」とした。

　この「相島六原則」とは，①指導検察官が，あらかじめ個々の事件ごとに事件の概要，問題点，発問の要領等を説明指導すること，②被疑者または参考人の呼出は，指導検察官の責任で，かつその名において行い，修習のみを目的とした捜査上不必要な呼出をしないこと，③指導検察官から，被疑者または参考人に対し司法修習生の身分を説明し，検察官の取調べに先だって司法修習生が発問を行うことを告げ，その自由な意志にもとづく承諾を得た場合に限って行うこと，④指導検察官から被疑者に対し，あらかじめ供述拒否権の告知をすること，⑤司法修習生が発問するにあたっては，指導検察官が同室し，十分な指導監督を行うこと，⑥司法修習生が発問の結果作成した書面を，そのまま検察官調書として流用することなく，指導検察官があらためて取調べを行い，供述調書を作成すること，という 6 つの条件を指す。

23　高崎秀雄「開示証拠の目的外使用の禁止と法科大学院における教育との関係」研修 696 号 35 頁（2006 年）。法科大学院の臨床科目における開示証拠の目的外使用に関するこの論考では，法科大学院生と司法修習生を比較し，「司法修習生の場合は，その課程を修了すれば，法曹として，法令に定めるところにより法律実務を行う立場にあるのであるから，当該課程自体において，修習終了後直ちに実務に就けるような教育を行わなければならない。そのためには，生の事件，生の記録に触れる必要性は，法科大学院の学生と比べても格段に高いことは明らかであり，司法修習生が生の記録に接することは当然のこととして考えられているのである」としている。（下線は筆者）

Ⅷ　現在の弁護修習の実情

1　さて，現在の司法修習の実情については，やや古いが，早稲田大学の科研費臨床法学グループによるアンケート調査がある。[24]

これは，先に示した個別指導担当弁護士に対するアンケートと同様，指導担当弁護士に対して実施されたものである。このアンケート結果の分析では，法律相談での司法修習生の同席のみが34.2%，状況により発問が54.9%と，法律相談への同席が必ずしも実務経験の機会として十分に活用されていないとする。また，依頼者面談も同様であり，このことから，せっかくの法実務を学ぶ現場にいる修習生の教育方法が「見て学ぶ」ものになっているのではないかとし，現実の相談者・依頼者の問題を解決するために法知識と技能を活用することこそが，法理論と法知識の理解を確実にし，法曹としての職業人意識と責任感を涵養できるのではないかと指摘する。

法律相談や依頼者面談等実際の現場では，想定外のことが起こらないとも限らず，司法修習生同席においてはなおさら気を遣う場合もあるので，一概に上記のような評価はできないが，上記指摘された点については，意識すべき重要な視点であろう。

2　次に，先に示した弁護士会および個別指導担当弁護士に対する司法修習に関するアンケート調査にも触れてみたい(別紙参照)。

このアンケート結果によると，個別指導担当弁護士は，法律相談の同席，受任事件の依頼者面談・打ち合わせ，刑事事件の接見[25]，示談交渉の同席，文書起案，判例・文献調査等を，司法修習生に積極的にさせていることがわかる。むしろ，個別指導担当弁護士の悩みは，弁護修習期間が短いため，これらの作業を十分にさせることができないという点にある。

他方で，「弁護実務修習の内容をより充実させる観点から，個別指導担当弁護士による指導の下，司法修習生に行わせたい修習内容はどのようなものですか（法改正の要否は問いません）」の質問については，指導担当弁護士同席の下，法律相談や受任事件打ち合わせや刑事事件の接見などで，司法修習生に法的問題について回答させることは幾分積極的な回答数が多いものの，法廷での主張の陳述や証拠書類等の朗読・提示，さらには尋問などについては，積極的に考えている担当者は多くはなく，その意味では，多くの指導担当弁護士は，必ずもそこまで司法修習生に実践させようとはなっていない。この理由が，旧憲法下の弁護士試補での研修イメージを伝統的に引き継いでいるものなのか，顧客関係の問題から生じているのか，あるいは法的曖昧さに起因するのか（取調修習は実施している）は必ずしも明確ではなく，さらに分析が必要であろう。

ただ，個別指導担当者の中には，「できるだけ弁護士活動を直接経験させたい」「弁護士になったらすぐに仕事が出来る状態にもっていきたい」「見るだけでなく作業をすることにより活動内容をよりよく理解できるようにする」「登録後のOJTにも限界があるため，修習期間中，指導担当らの

24　宮川成雄「新司法修習における弁護修習の実施状況と臨床法学教育の役割」（自由と正義2014年3月号 Vol.63　№3　88頁以下）

25　なお，接見禁止中の未決拘禁者に対する司法修習生の接見同席については，司法修習生を同行して，弁護人から，裁判官及び検察官双方の承諾を得ている旨の申出があれば，立会人なくして接見を許す扱いがあるが（昭和58年10月20日矯正管区第二部長協議会における矯正局保安課長連絡），修習の充実の観点からみても，現在，この取扱いの存在意義は消失していると思われる。

監督の下，ある程度まで直接的に弁護活動を経験できるようにすべき」との声もあった。

IX　私見

1　そこで，これまでの整理を踏まえ，大胆かつ果敢に，実務修習のあるべき姿について，次のように考えてみたい。

すなわち，新旧憲法下の違いはあっても，司法権を担う者にとって実務修習の必要性に変わりはなく，しかも，その修習終了時（出口）の司法修習生の仕上がり具合も基本的には変わっていない。現在の判事補制度のとらえ方はあるにしても，司法修習終了時において，「一人前の実務家」として修習を終えることが想定されている。つまり，弁護士についていえば，司法修習終了時において，弁護士として，問題解決に悩み，苦悶しながらも，何とかして紛争解決にたどり着くレベル（弁護士として直ちに単独で業務を遂行できる能力）を獲得することが求められているのである。そして，そうだとすれば，それに見合って予定されている実務修習は，より実践的なものにならざるをえない。実務修習とは，自らが責任感をもって実際にやってみて体得する修習ということになろう。そのために，現在の司法修習生は，司法官試補と同様に位置づけ，指導監督下におかれながらもなお自らの責任で一定の業務を遂行すべきであり，それゆえにこそ，司法修習生は，その緊張感の中で事実認定能力等の能力（基礎的かつ汎用的な能力）を向上させることができることなろう。

その意味では，法律相談や依頼者面談，刑事事件における接見などについては，指導担当者の厳格な監督の下，今まで以上に司法修習生に自らが紛争解決人となって行動するよう意識付け，発問等行動させてみたい。さらに，力のある司法修習生には，簡易裁判所での許可代理（民訴法 54 条 1 項但書き）や，刑事事件における特別弁護人選任（刑訴法 31 条）も，一つの選択肢として視野に入れてみたい。[26] 指導担当弁護士の下，司法修習生が特別弁護人として活動することは，被告人の弁護サービスとして厚みを持つとともに，当該司法修習生にとっては毎日が真剣勝負の修習となるはずである。

そして，このような実務家に近い補助者的な活動を司法修習生に実践させ，少なくとも弁護士としては先に示したとおりの「直ちに単独で業務遂行できる能力」（パーエフェクトなものではない）を修習生があまねく獲得するのであれば，「個」の力を有したそれら修習生の中から裁判所や検察庁の組織に入ることは，法曹一元の亜流ではあるが，有意義なことになる。

2　このように修習の出口から見て司法修習を充実させようとすると，今度は，その司法修習開始に至るまでの教育課程がきわめて重要になる。

現在，プロセスとしての法曹養成制度が問題を抱えていることは否定できないが，このプロセス制度を維持するのであれば，この修習の出口から見て，現在の法曹養成制度（法科大学院 - 司法試験 - 司法修習 - 実務家）を再構成すべきである。司法修習生は実務家ではないが，修習においてより実務家に近い活動をすることになり，法科大学院では，より実践的な実務修習が奏功

26　昭和 40 年代後半には，配属地によっては，司法修習生が実務修習期間中，簡易裁判所の特別弁護人に選任され，指導担当者の下，刑事弁護活動していたケースもあった。

するように，基本的な法理論，法実務を，「批判的な視点を加えながら」身につけさせることになろう。

なお，実務修習については，選択型実務修習もあり，これを修習の出口論から議論することも重要な課題である。出口としての法曹の活動分野が広がれば，選択型修習の内容はもちろんのこと，期間や時期も含めて，効果的な仕組みを検討する必要がある。

以上

司法修習に関するアンケート調査　報告資料

２０１３年（平成２５年）１１月１日
日本弁護士連合会

１　実施対象
(1) 弁護士会アンケート：全弁護士会及び多摩支部
(2) 個別指導担当弁護士アンケート：第６６期個別指導担当弁護士
２　実施時期
２０１３年７月３１日～同年９月１０日
３　有効回答総数
(1) 弁護士会：５３会（対象：５３会　　回答率：１００％）
(2) 個別指導担当弁護士：１，０６６人（対象：１，９０２人　　回答率：５６％）

１　司法修習生の指導にあたって，司法修習生が将来どのような分野で活動することを念頭において指導していますか。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q1）

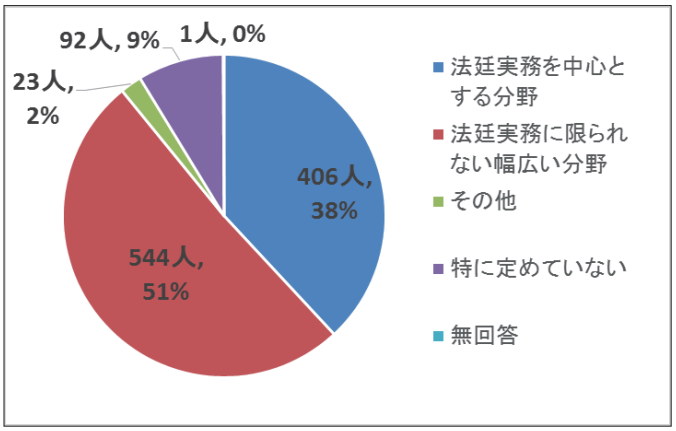

２　司法修習生の指導にあたって，上記問１で回答された分野で活動するのに必要な知識・能力をいつの時点で修得していることを目指して指導していますか。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q2）

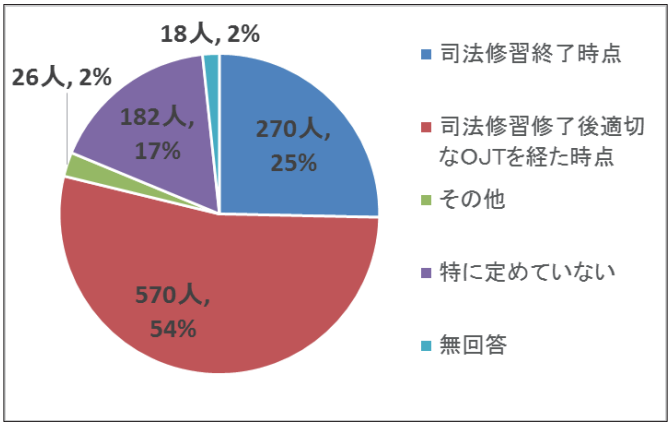

３　新第６１期以後，司法研修所による統一的な導入的修習がなくなり，第６６期弁護導入講義が実施されるまで（新第６５期まで）の間で，弁護実務修習開始時に，司法修習生に弁護実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思ったことはありますか。

■弁護士会（Q9）

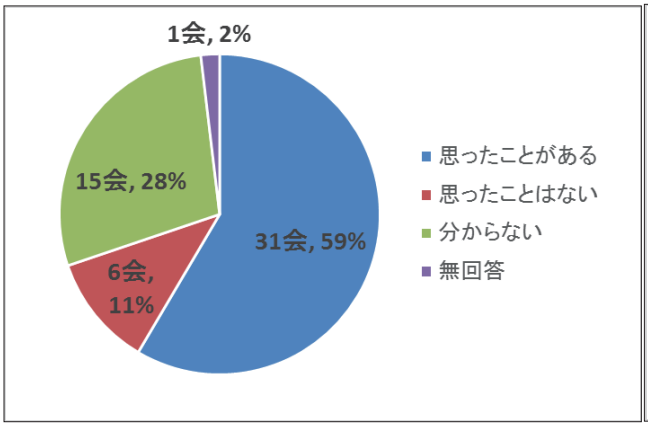

■担当弁護士（Q6）

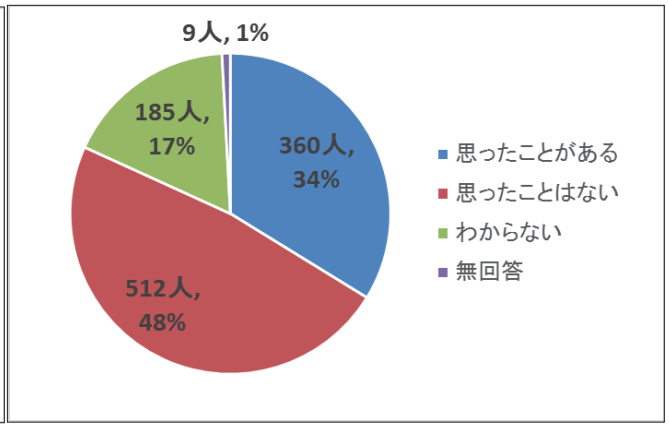

４　（上記３で「１　思ったことがある」と答えた場合のみ御回答ください。）支障となるほどに不足していると思った知識・能力は具体的にどのようなものですか（複数回答可）。

■弁護士会（Q10）

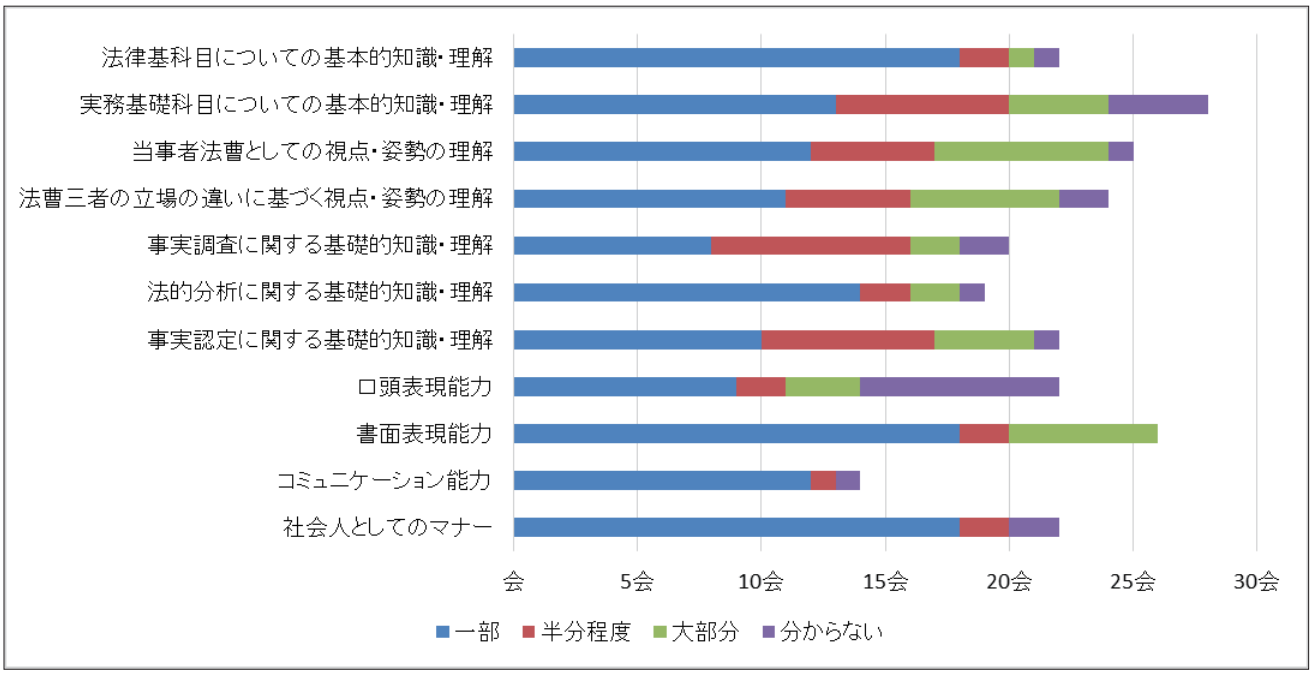

■担当弁護士（Q7）　※該当数の多かった上位５項目を抜粋

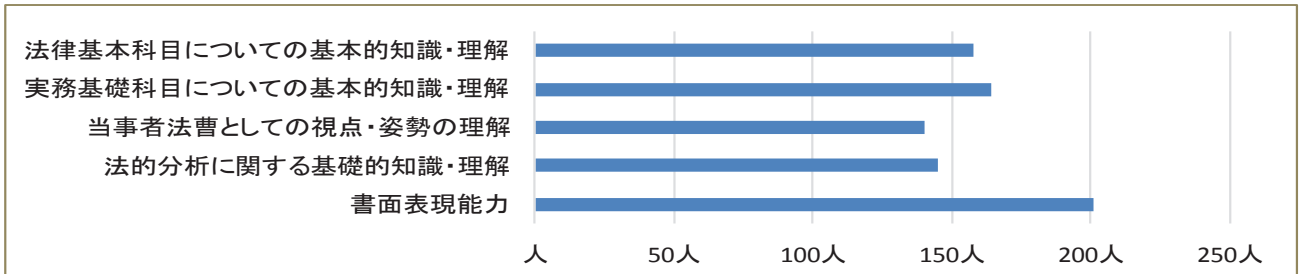

５　（上記３で「１　思ったことがある」と答えた場合のみ御回答ください。）第６６期で実施された弁護導入講義は，弁護実務修習を受ける上で支障となるほどに不足していた知識・能力の全部又は一部を補うことができる内容だったと思いますか。

■弁護士会（Q11）

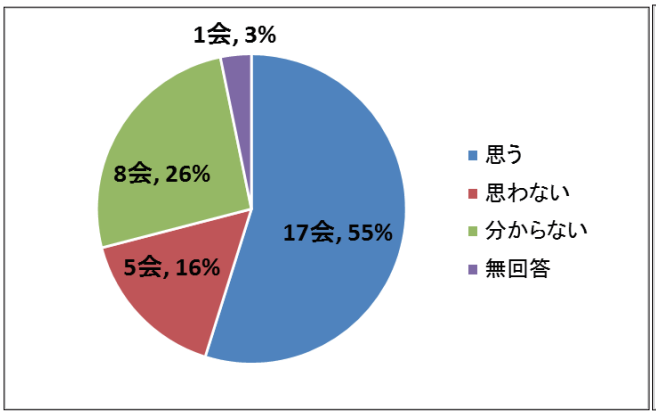

■担当弁護士（Q8）

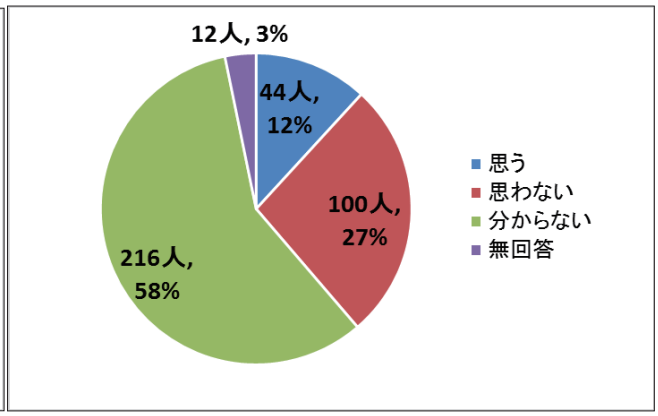

６　（上記３で「２　思ったことはない」と答えた場合のみ御回答ください。）その理由として考えられるものは何ですか（複数回答可）。

■弁護士会（Q13）

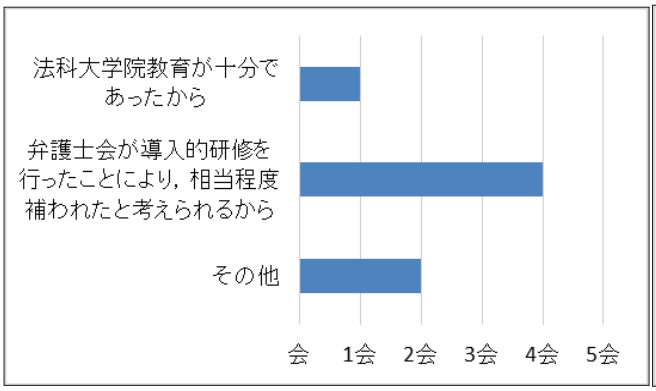

■担当弁護士（Q10）

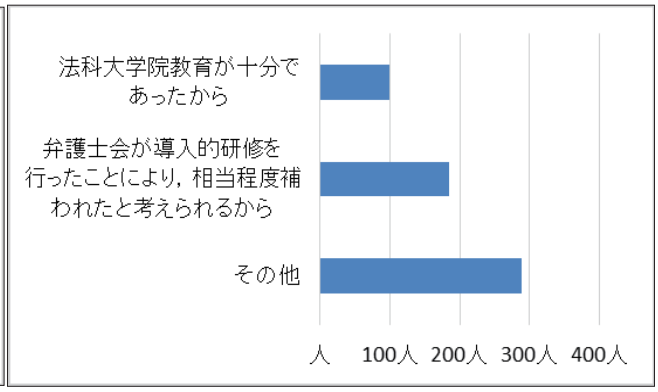

【その他の内容】

・弁護修習に耐えられるだけの知識・能力がある。

・（知識・能力の不足は）修習を通じて補習できる程度のもの。

【その他の主な内容】

「個人的能力・資質の問題であり，たまたま当該修習生の能力・資質が高かった」，「法科大学院教育が不十分であっても本人の努力等で補っていたから」，「第３，第４クールで担当したため問題を感じなかったから」という理由が大半であった。

７　弁護導入講義によって司法修習生が弁護実務修習を行う上で必要な知識･能力が備わり又は深まったと思いますか。

■弁護士会（Q14）

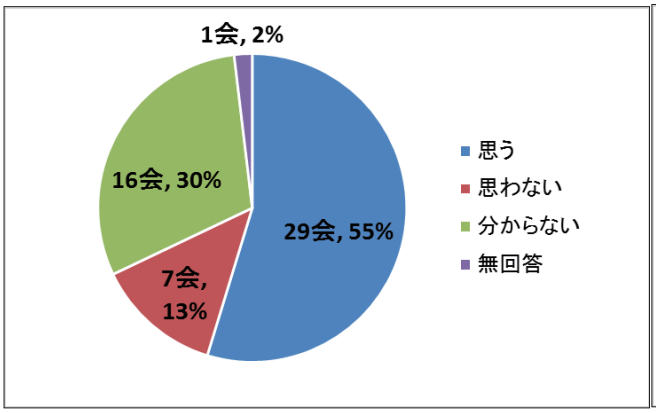

■担当弁護士（Q11）

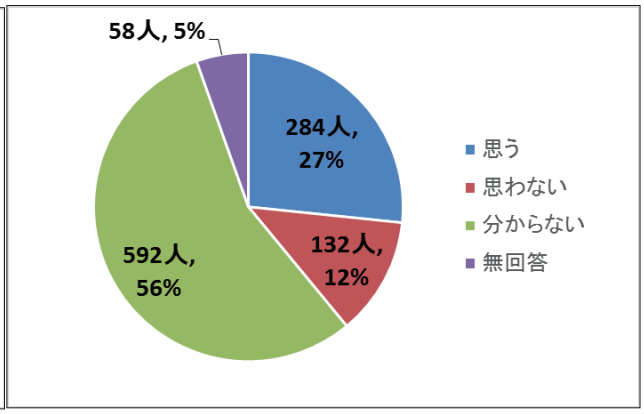

８　弁護導入講義に足りない要素があると思いますか。

■弁護士会（Q17）

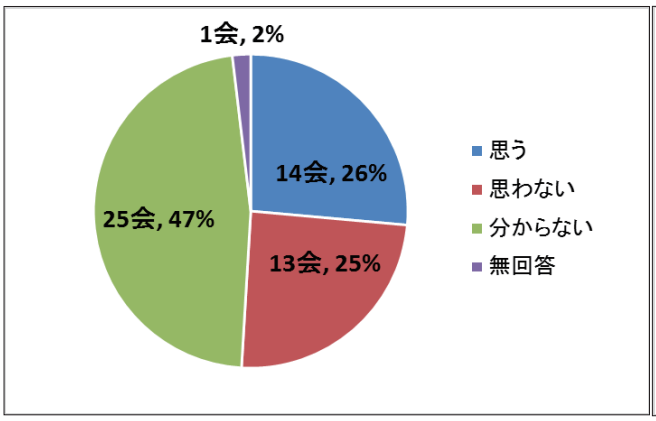

■担当弁護士（Q12）

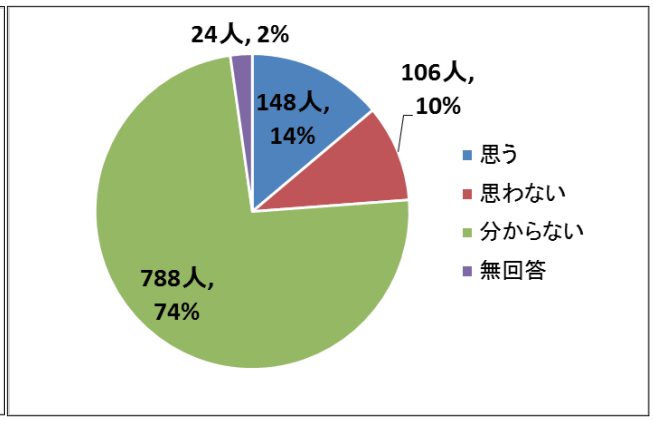

９　（上記で「１　思う」と答えた場合のみ御回答ください。）弁護導入講義に足りない要素を補うために必要と考えられるカリキュラムは他にどのようなものが考えられますか。

■弁護士会（Q18）

カリキュラムの問題ではなく、日数不足であるとの回答がほとんどであった（１２会）。

■担当弁護士（Q13）

「カリキュラムの問題ではなく，期間・時間が圧倒的に不足している」，「導入講義が２日間に限られている以上，カリキュラムを多少改善して対処できる問題ではない」という理由が大半であった。

１０　法科大学院で教育できない知識・能力があると思いますか。該当する番号１つに〇を付けてください。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q16）

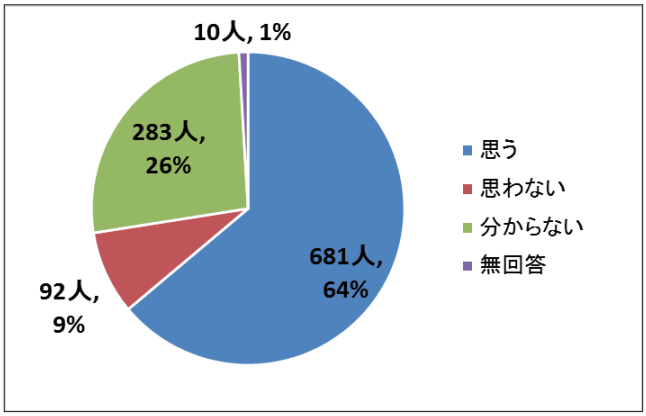

１１　（上記１０で「１　思う」と答えた場合のみ御回答ください。）どのような知識・能力が法科大学院では教育できないと思いますか（複数回答可）。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q17）　※該当数の多かった上位５項目を抜粋

- 法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解（３４１人）
- 社会人としてのマナー（３３７人）
- 事実調査に関する基礎的知識・理解（３３０人）
- 当事者法曹としての視点・姿勢の理解（３２８人）
- 事実認定に関する基礎的知識・理解（３２７人）

１２　現在，弁護実務修習期間中に，冒頭修習・合同修習等により，独自の導入的教育を行っていますか。

■弁護士会（Q19）

■担当弁護士（設問なし）

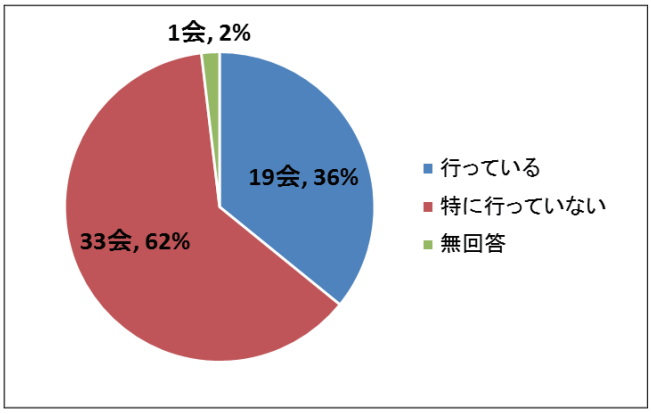

１３　（上記で「１　行っている」と答えた場合のみ御回答ください。）起案，講義，演習など，行った項目ごとに，そのカリキュラムを組んだ理由とカリキュラムの内容を御回答ください。

■弁護士会（Q20）

■担当弁護士（設問なし）

訴状・最終準備書面・弁論要旨などの起案が多い

１４　現在，司法修習開始前に，事前修習等により，独自の導入的教育を行っていますか。

■弁護士会（Q21）

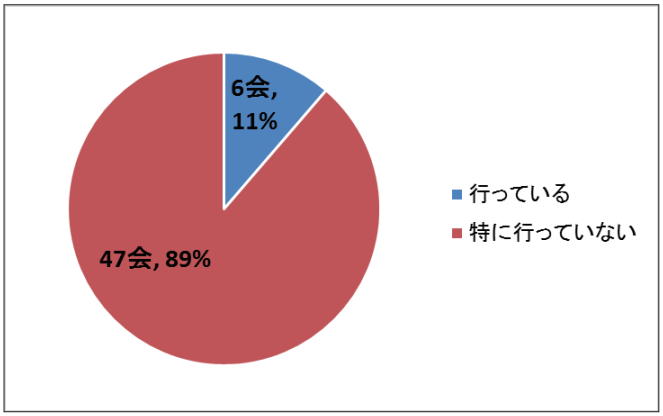

■担当弁護士（設問なし）

１５　実務修習開始前に一定期間，裁判・検察・弁護修習につき，統一的な導入的修習を行う必要があると思いますか。該当する番号１つに〇を付け，その理由を御回答ください。

■弁護士会（Q23）

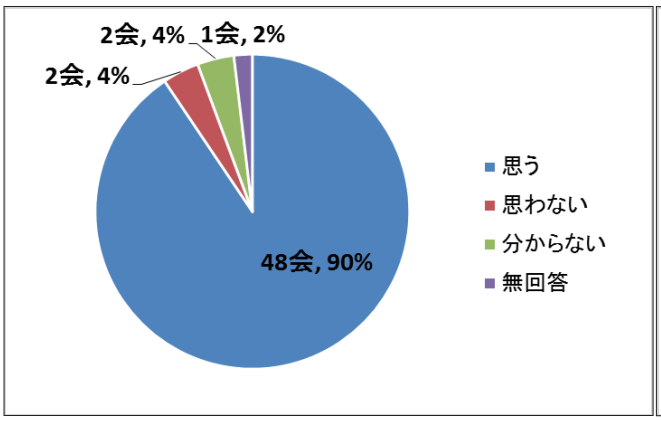

■担当弁護士（Q18）

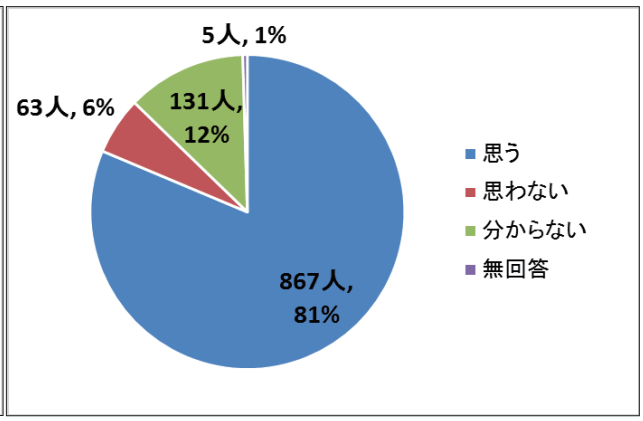

１６　（上記で「１　思う」と答えた場合のみ御回答ください。）統一的な導入的修習を行うとしたら A どのような内容を，B どの程度の期間，C どの場所で行うべきと思いますか（複数回答可）。

A　内容

■弁護士会（Q24-A）　※該当数の多かった上位５項目を抜粋

・法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解
（３８会，７２%）
・実務基礎科目についての基礎的知識・理解
（３４会，６４%）
・当事者法曹としての視点・姿勢の理解
（３１会，５９%）
・事実認定に関する基礎的知識・理解
（２８会，５３%）
・書面表現能力（２４会，４５%）

■担当弁護士（Q19-A）　※該当数の多かった上位５項目を抜粋

・事実認定に関する基礎的知識・理解
（５５０人，５２%）
・実務基礎科目についての基礎的知識・理解
（５３９人，５１%）
・法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解
（５２０人，４９%）
・当事者法曹としての視点・姿勢の理解
（５０１人，４７%）
・書面表現能力（４４２人，４２%）

B　期間

■弁護士会（Q24-B）　※該当数の多かった上位３項目を抜粋

・２か月程度　２１会（４０%）
・１か月程度　１４会（２６%）
・２か月以上　　７会（１３%）

■担当弁護士（Q19-B）　※該当数の多かった上位３項目を抜粋

・２か月程度　３２６人（３１%）
・２か月以上　２６５人（２５%）
・１か月程度　１７６人（１７%）

C　場所

■弁護士会（Q24-C）

司法研修所　４６会（８７%）

■担当弁護士（Q19-C）

司法研修所　７８７人（７４%）

１７　現在，個別指導担当弁護士による指導の下，司法修習生に，どのような修習を行わせていますか。該当する番号全てに〇を付けてください（複数回答可）。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q20）

(1) 法律相談への同席

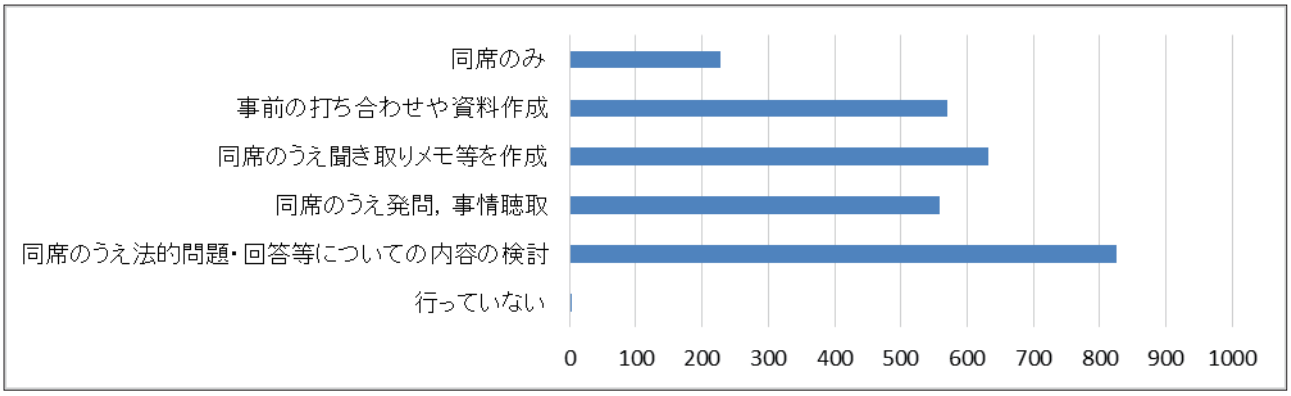

(2) 受任事件（民事，刑事・在宅案件）の依頼者面談・打合せ

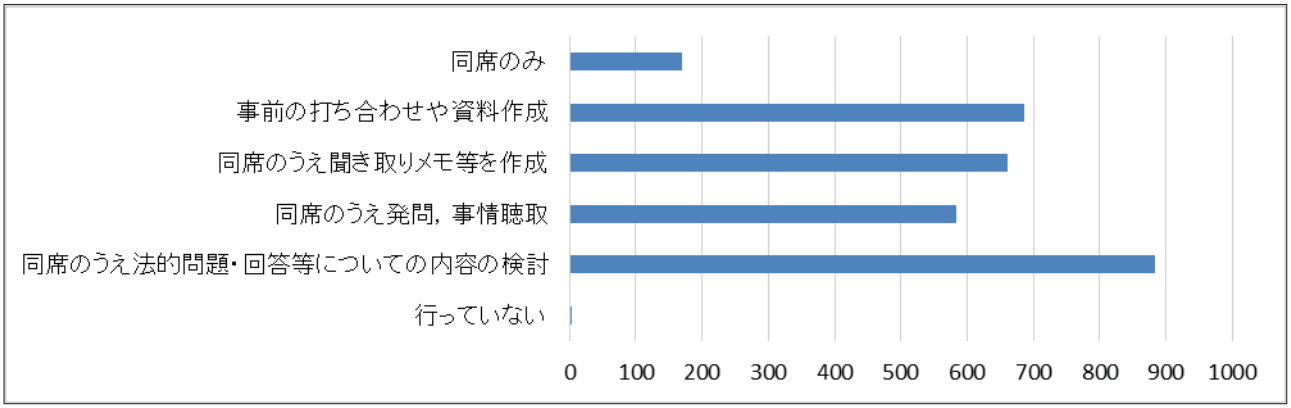

(3) 刑事事件の接見

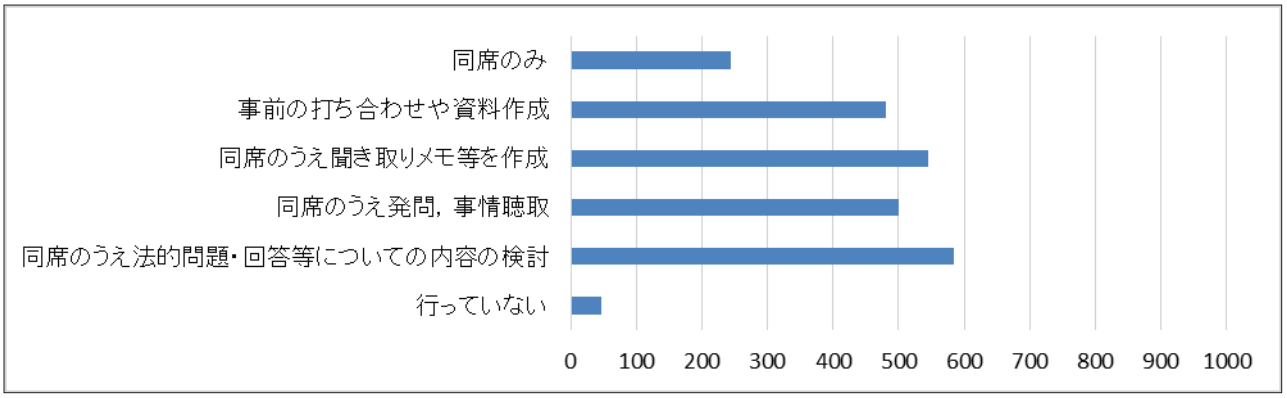

(4) 示談・交渉の同席

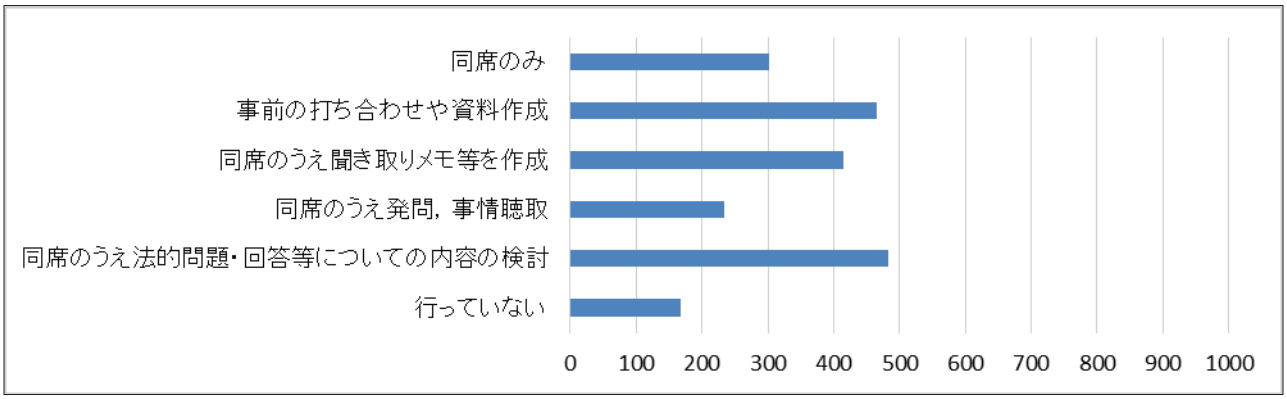

(5) 文書起案

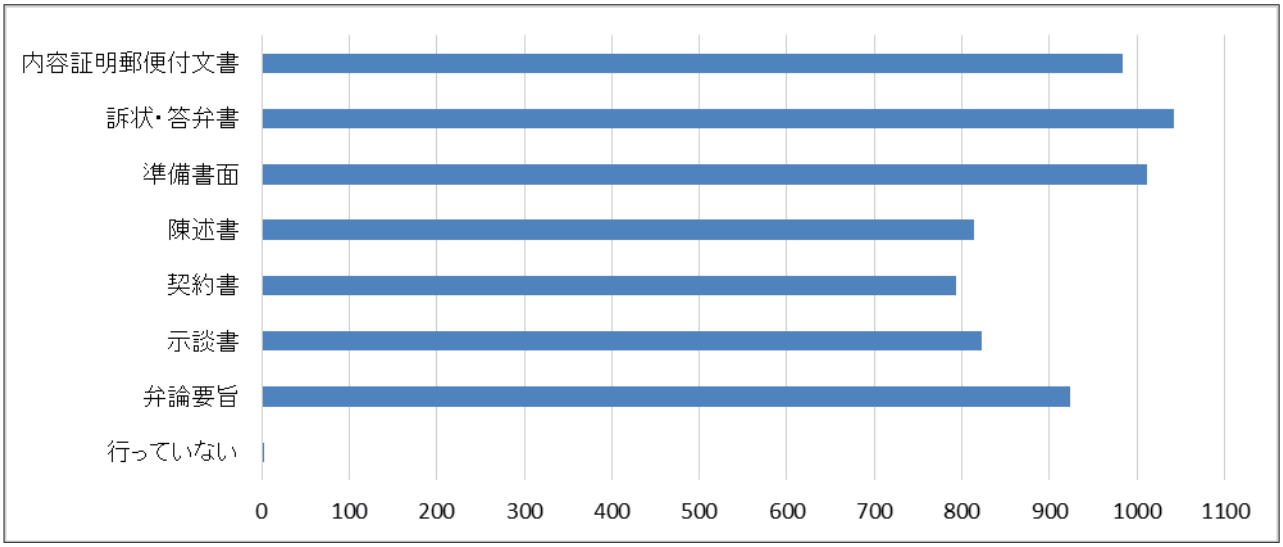

(6) 判例・文献調査

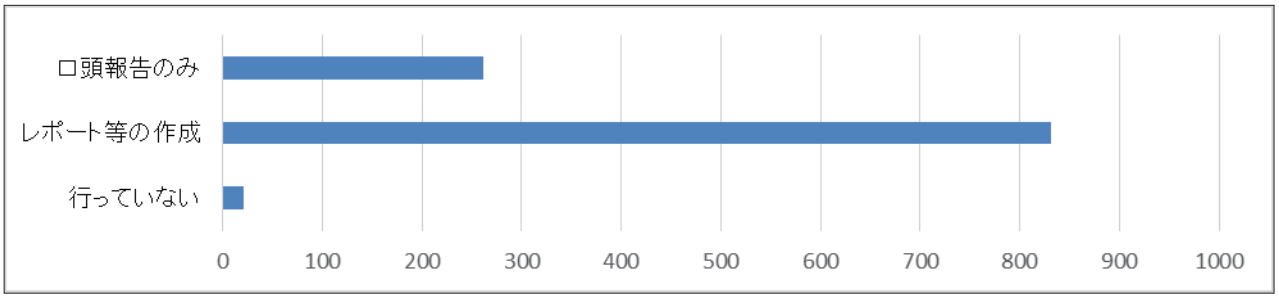

(7) 事件記録・事案の検討・分析

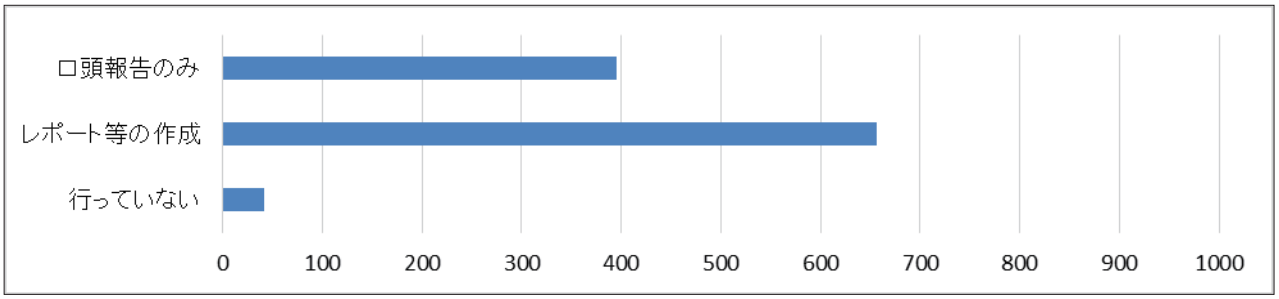

(8) 法廷の同席

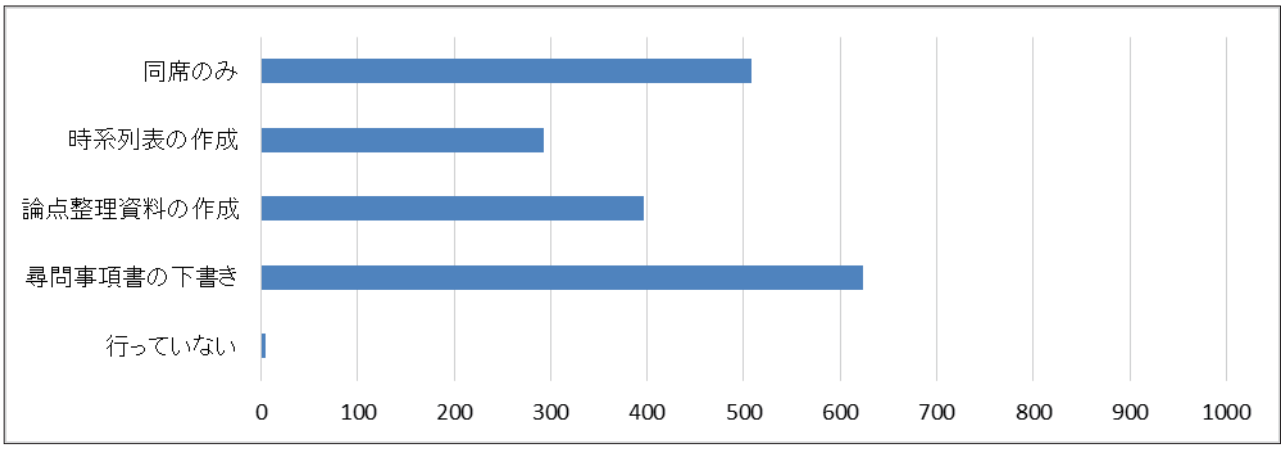

１８　弁護実務修習終了時において，司法修習生に必要な知識・能力を修得させられたと思いますか。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q22）

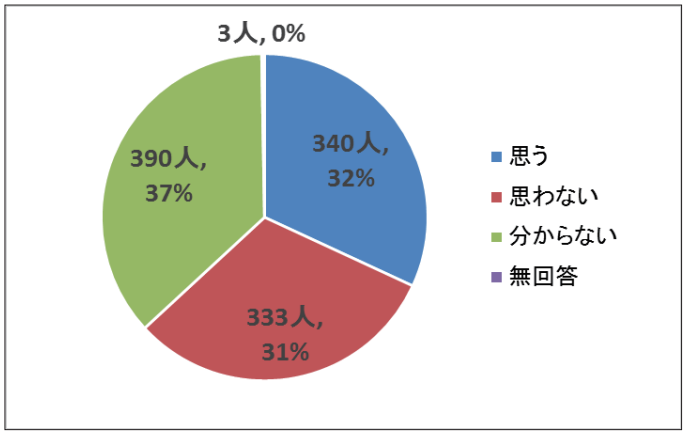

１９　（上記１８で「１　思う」と答えた場合のみ御回答ください。）弁護実務修習中に，司法修習生に必要な知識・能力を修得させるにあたって障害と感じたことがある場合は，その障害の内容について該当する番号全てに〇を付けてください（複数回答可）。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q23）

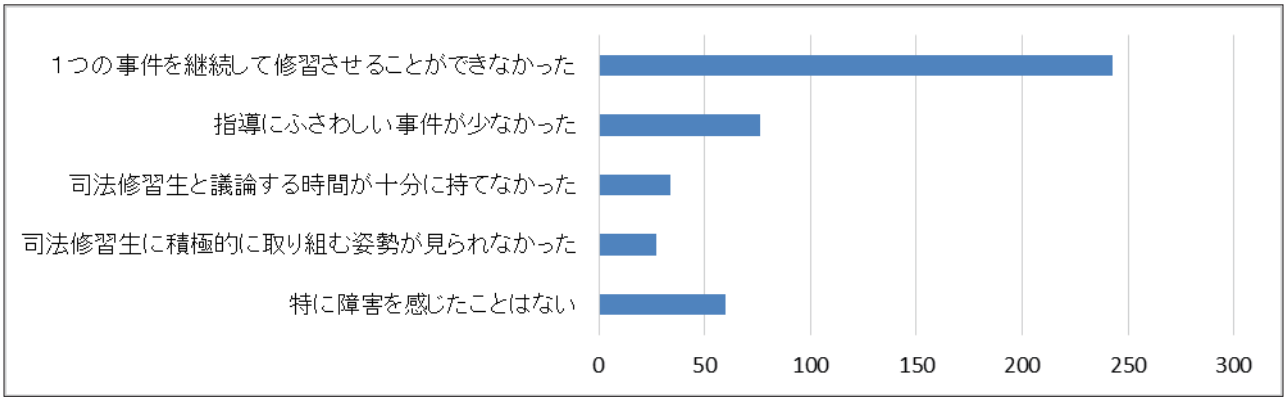

２０　（上記１８で「２　思わない」と答えた場合のみ御回答ください。）弁護実務修習中に，司法修習生に必要な知識・能力を修得させるにあたって障害と感じた内容について，該当する番号全てに〇を付けてください（複数回答可）。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q25）

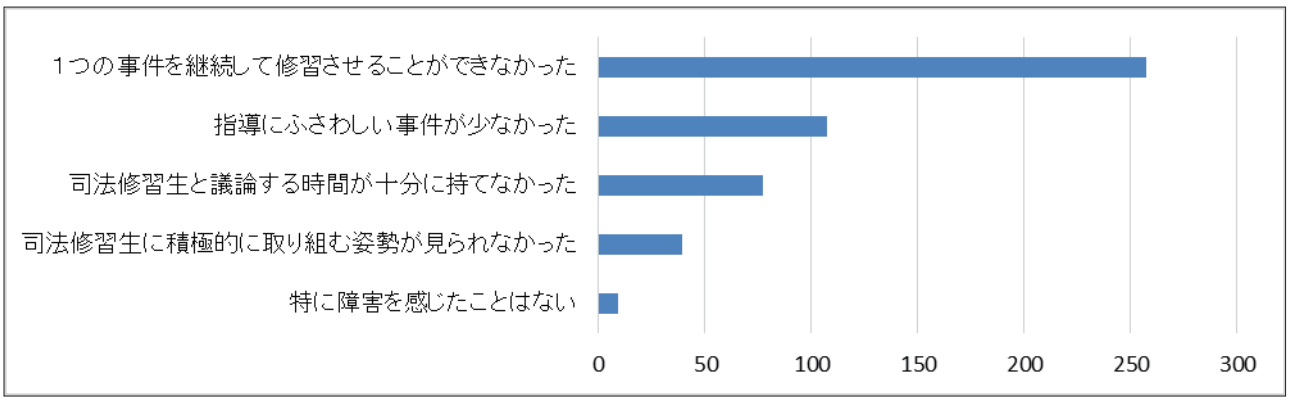

２１　（上記１８で「２　思わない」と答えた場合のみ御回答ください。）上記１５で回答した障害を克服するに至らなかった要因を御記入ください。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q26）

【主な回答】

・修習期間が短すぎる（圧倒的多数）

・事件が減っている

２２　現在の弁護実務修習の状況について感じることをお聞きします。該当する番号全てに〇を付けてください（複数回答可）。

■弁護士会（Q49）

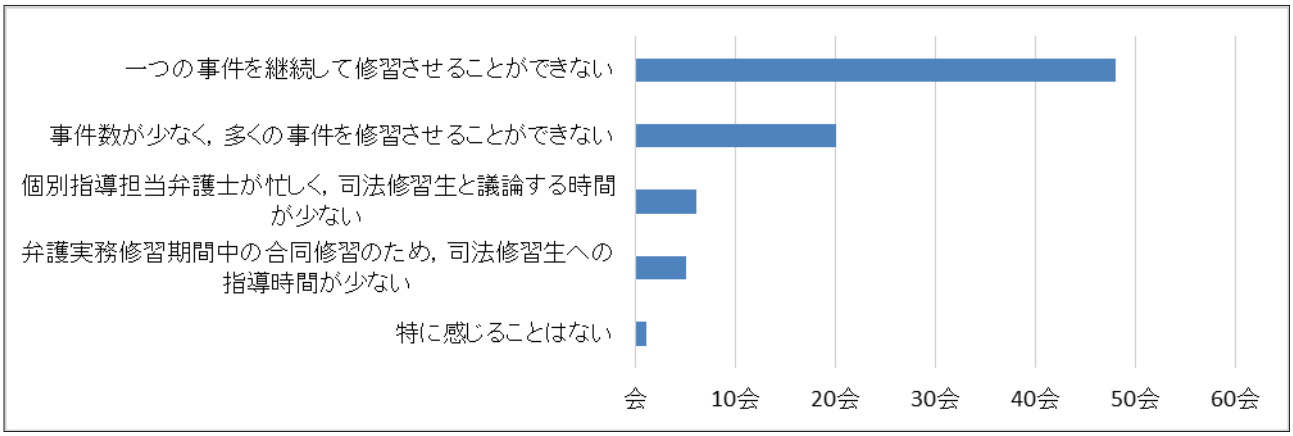

■担当弁護士（Q30）

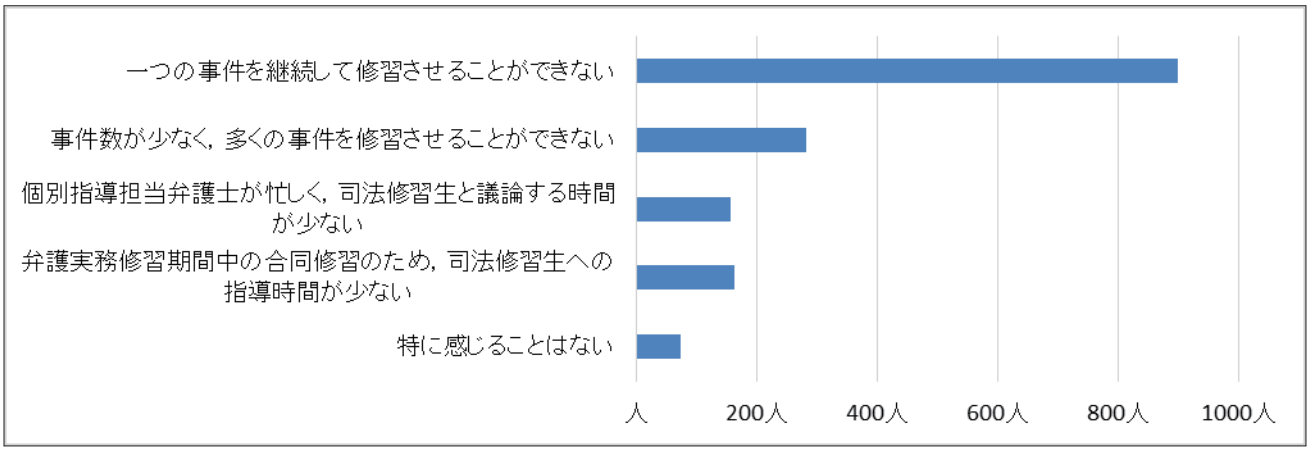

２３　弁護実務修習の内容をより充実させる観点から，個別指導担当弁護士による指導の下，司法修習生に行わせたい修習内容はどのようなものですか（法改正の要否は問いません。複数回答可）。

(1) 法律相談への同席

■弁護士会（Q52(1)）

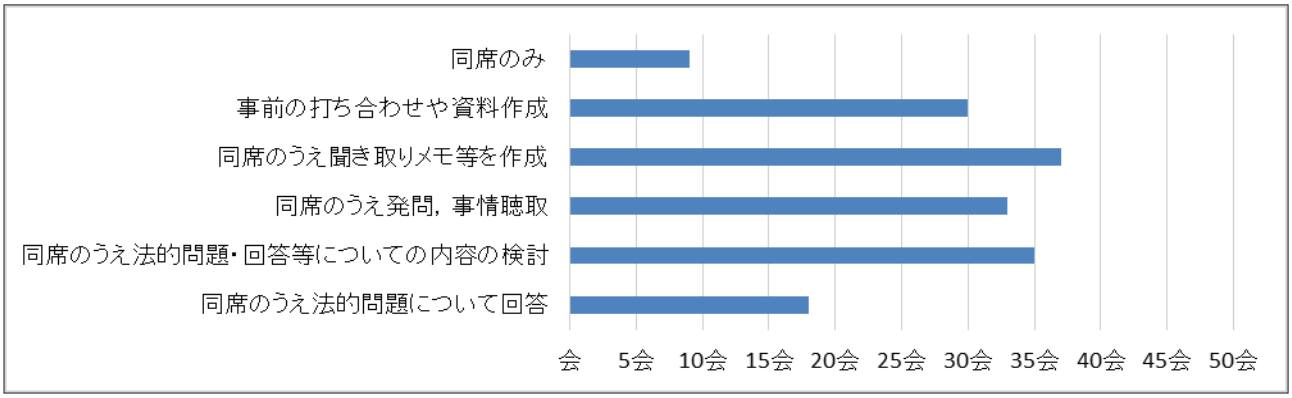

■担当弁護士（Q33(1)）

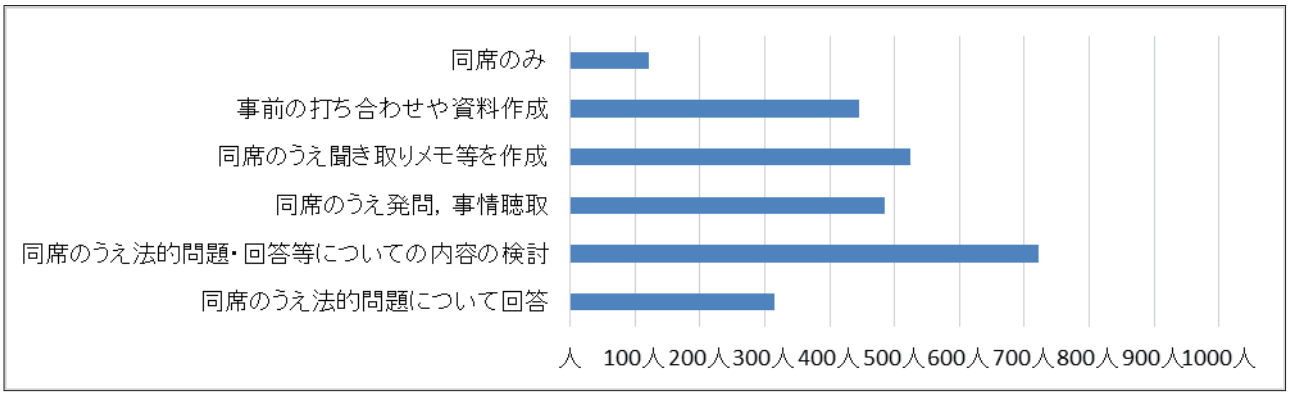

(2) 受任事件（民事，刑事・在宅案件）の依頼者面談・打合せ

■弁護士会（Q52(2)）

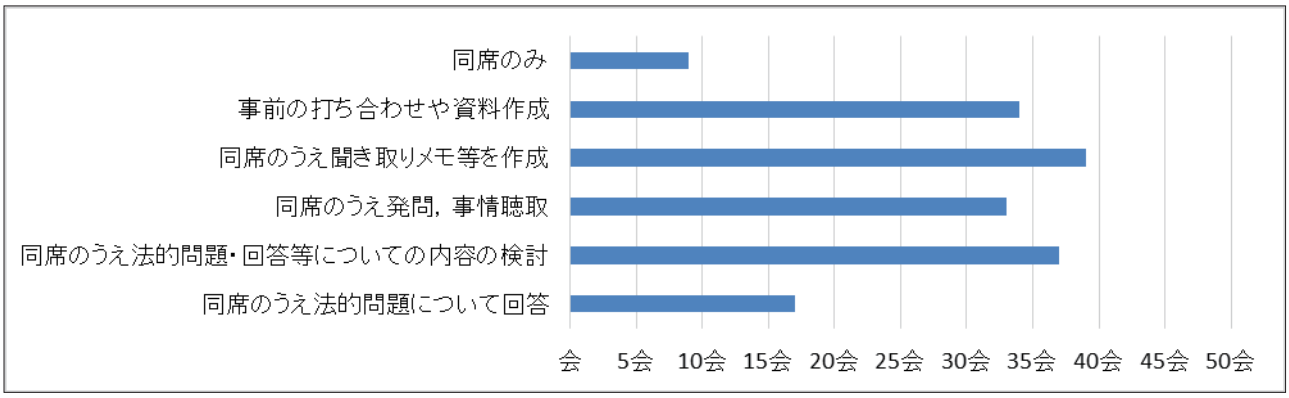

■担当弁護士（Q33(2)）

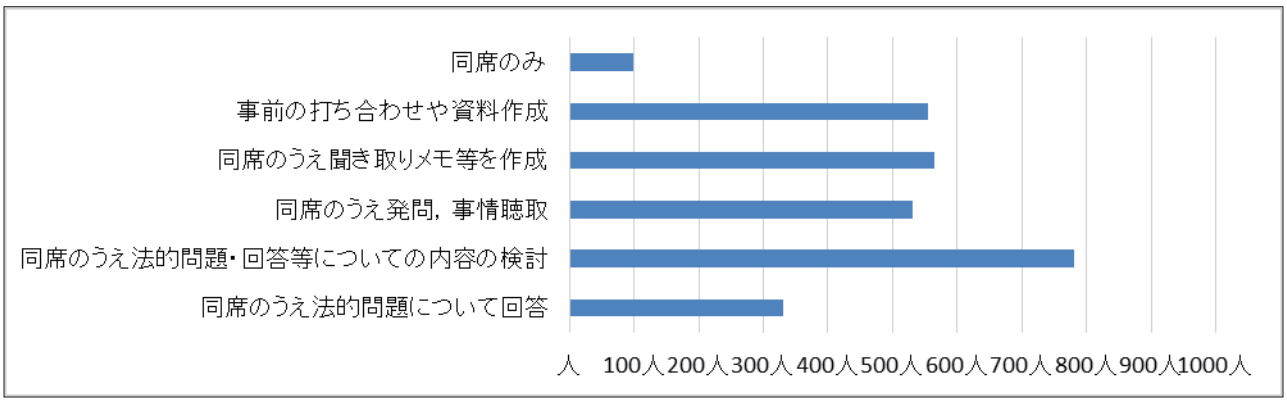

(3) 刑事事件の接見

■弁護士会（Q52(3)）

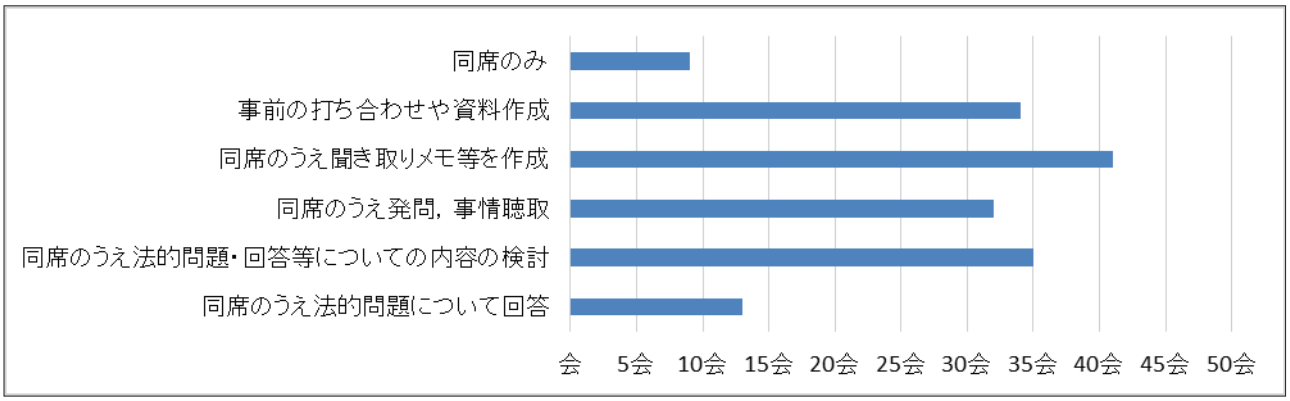

■担当弁護士（Q33(3)）

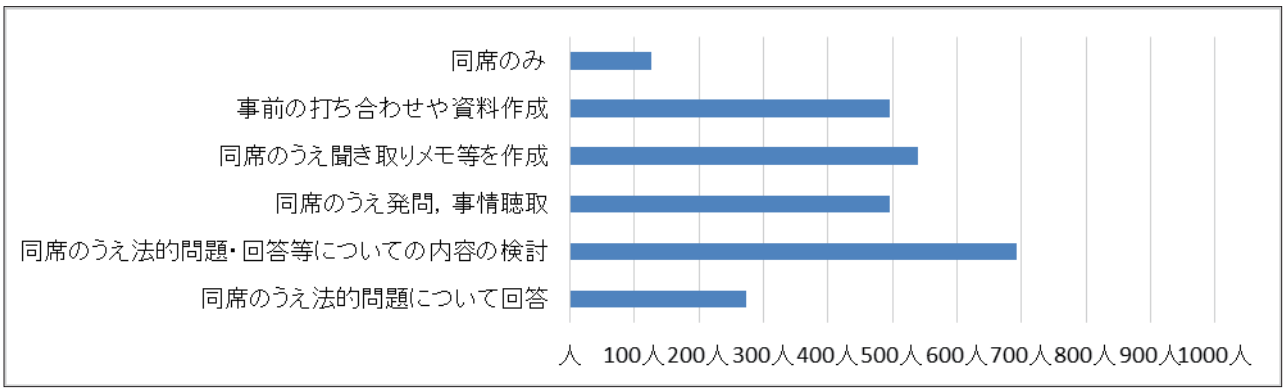

(4) 示談・交渉の同席

■弁護士会（Q52(4)）

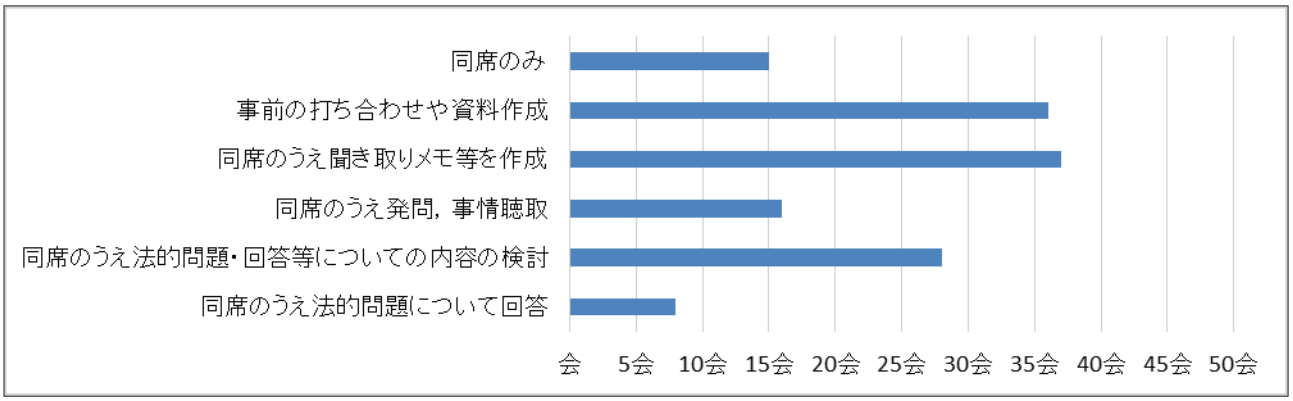

■担当弁護士（Q33(4)）

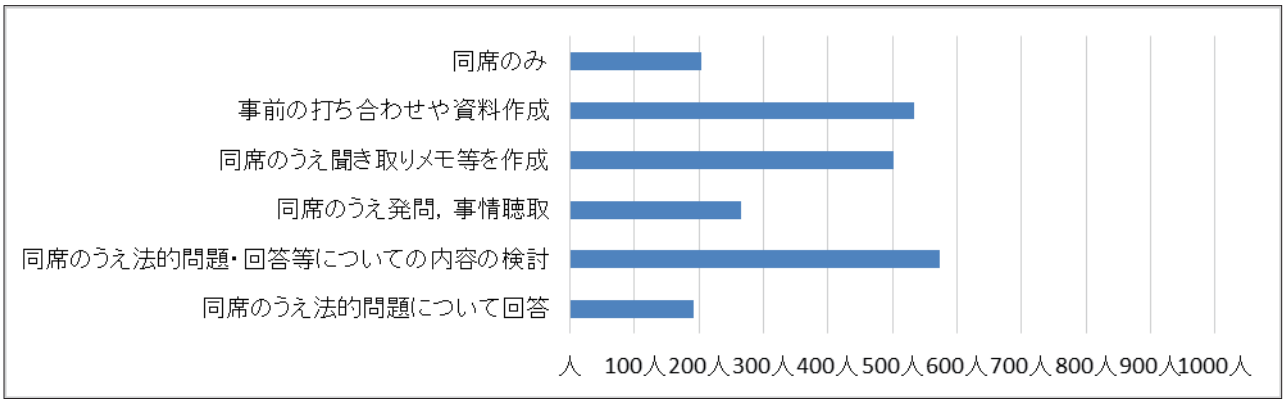

(5) 文書起案

■弁護士会（Q52(5)）

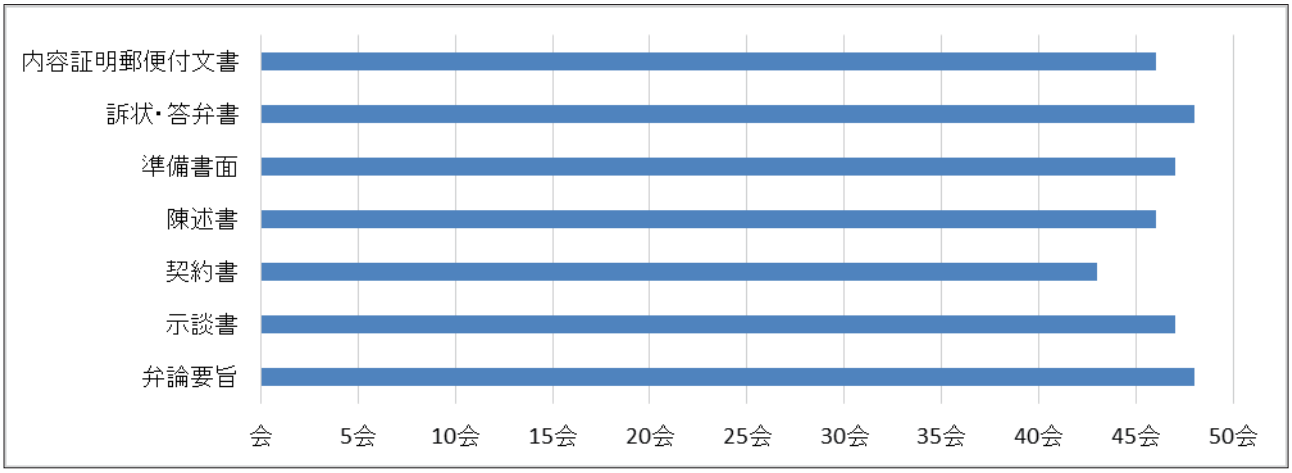

■担当弁護士（Q33(5)）

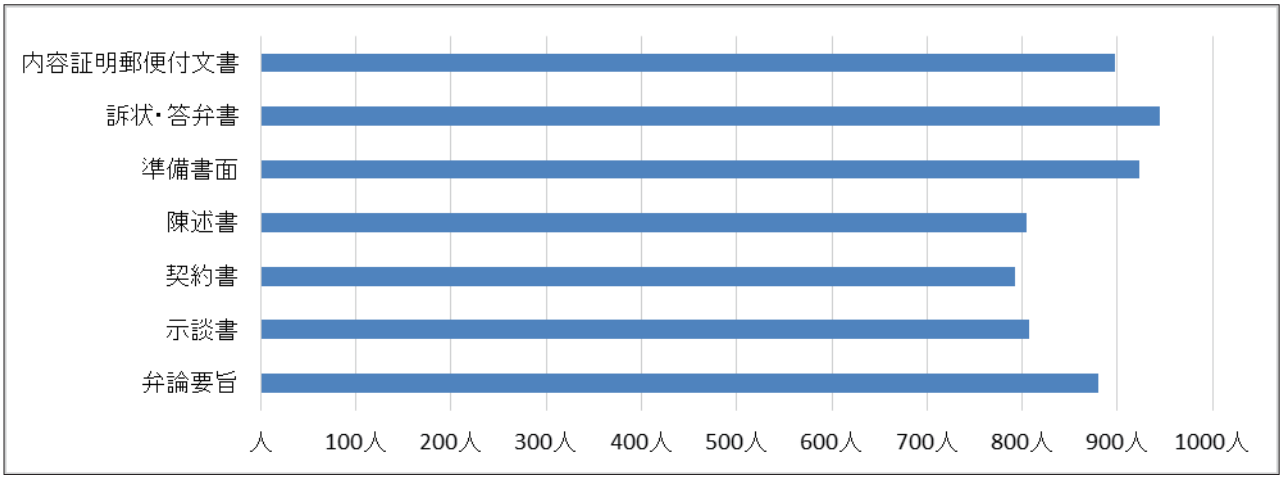

(6) 判例・文献調査

■弁護士会（Q52(6)）

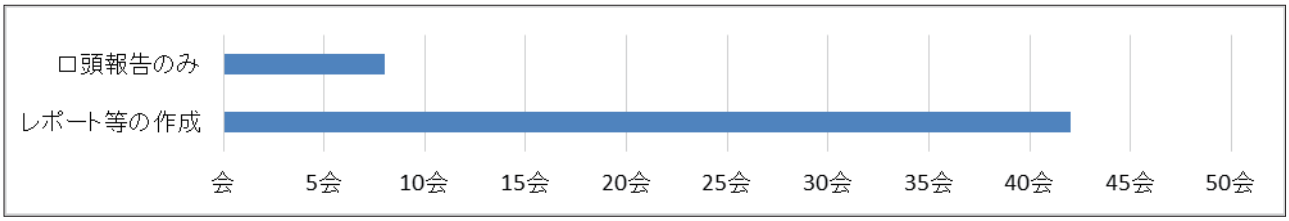

■担当弁護士（Q33(6)）

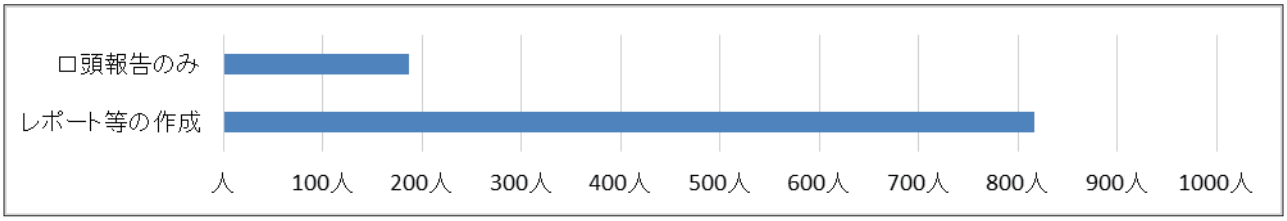

(7) 事件記録・事案の検討・分析

■弁護士会（Q52(7)）

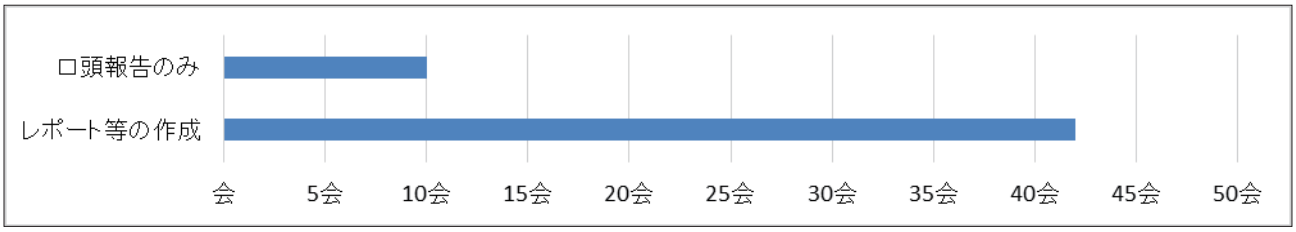

■担当弁護士（Q33(7)）

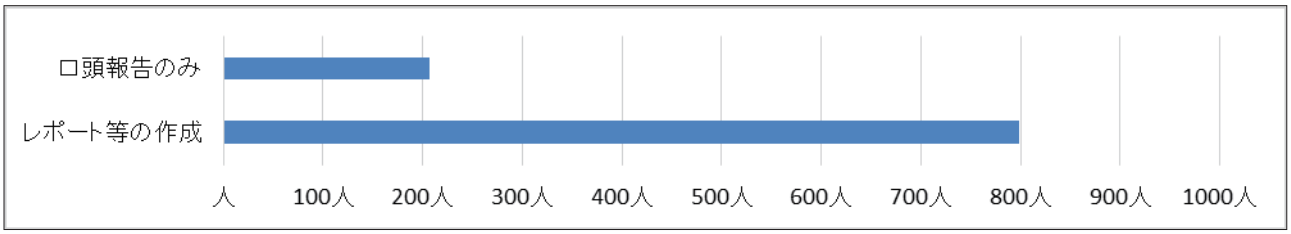

(8) 法廷の同席

■弁護士会（Q52(8)）

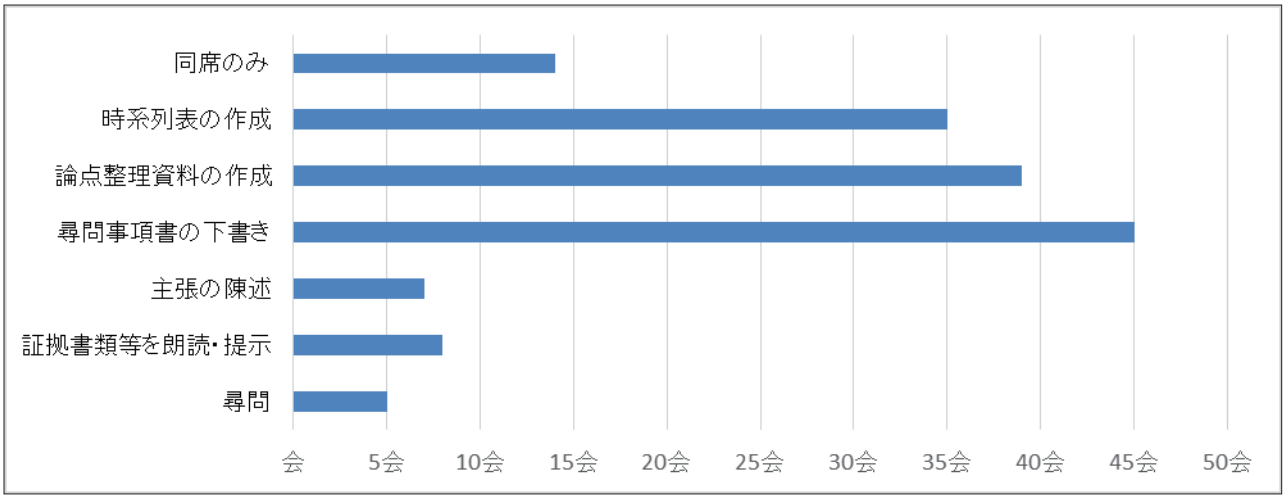

■担当弁護士（Q33(8)）

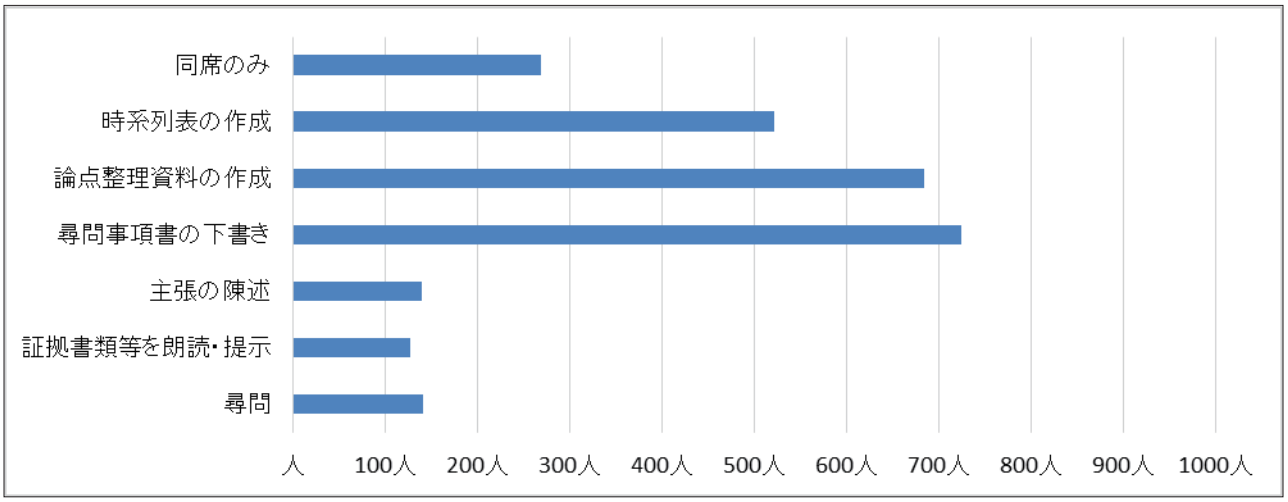

２４　どのような理由から上記の項目を選択しましたか。その理由を御記入ください。

■弁護士会（Q53）

【主な理由】
・生の事件・実務に自ら取り組むことができるようにするため
・できる限り各事案に関与させ，理解を深めさせたいため。
・法曹となって一応の仕事が開始できる水準へ引き上げるため

■担当弁護士（Q34）

【主な理由】
・できるだけ弁護士活動を直接体験させたい
・弁護士となったらすぐに仕事が出来る状態にもっていきたい
・見るだけではなく作業をすることにより活動の内容をよりよく理解できるようにする
・修習生というお客さん的立場でなく，事務所の一員として主体的に取り組んでもらいたい
・登録後のＯＪＴにも限界があるため，修習期間中，指導担当らの監督のもと，ある程度まで直接的に弁護活動を経験できるようにすべき

２５　選択型実務修習期間中のホームグラウンド修習では，どのような修習を行わせていますか。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q36）

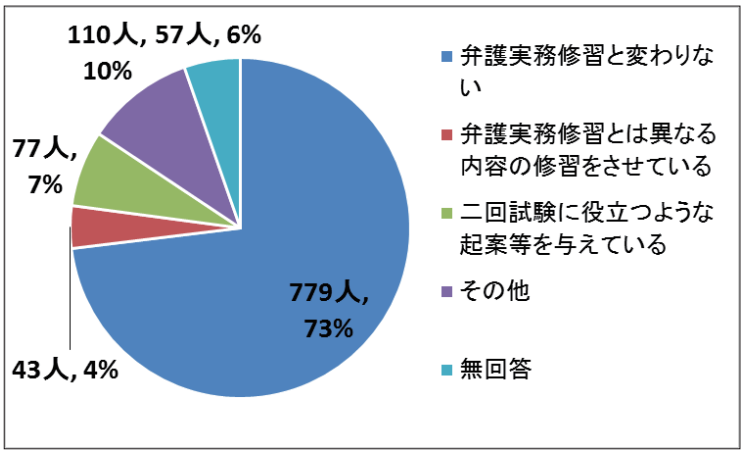

２６　司法修習生のホームグラウンド修習への取組状況はどのようなものですか。該当する番号全てに〇を付けてください（複数回答可）。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q37）

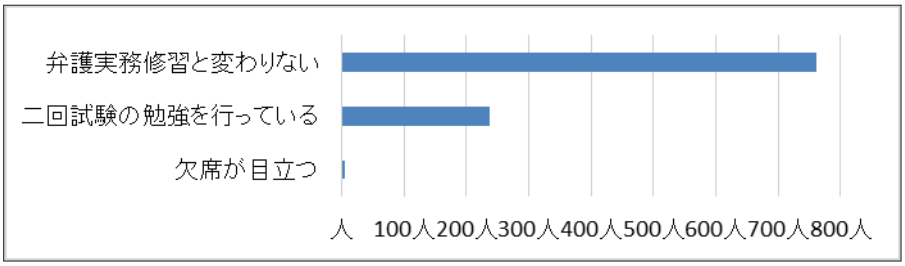

２７　選択型実務修習の個別プログラムとして，現在，どのようなプログラムを提供していますか。該当する番号全てに〇を付け，内容を御回答ください（複数回答可）。

■弁護士会（Q54）　※該当数の多かった上位３項目を抜粋

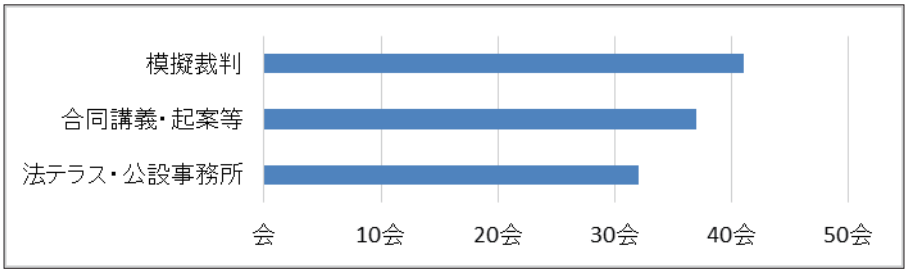

■担当弁護士（設問なし）

２８　選択型実務修習の期間（２か月間）について，どのように思いますか。

■弁護士会（Q61）

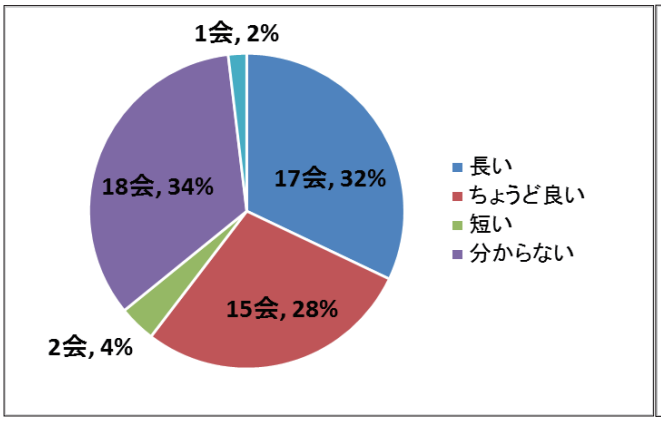

■担当弁護士（Q43）

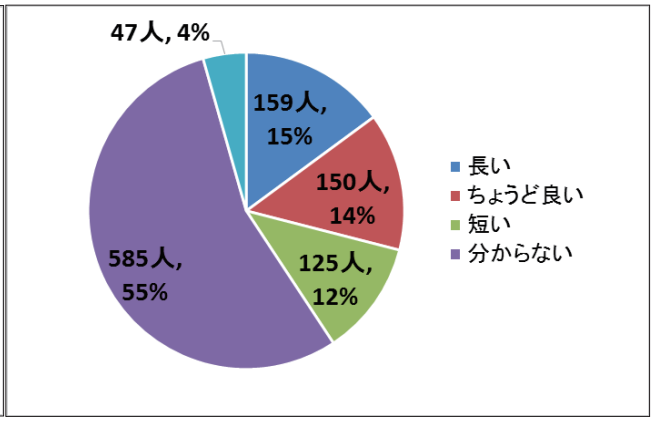

２９　個別指導担当弁護士の立場から見て，選択型実務修習の A 良い点，B 悪い点をどのように考えますか。（複数回答可）。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q44）

A 良い点　※該当数の多かった上位２項目を抜粋

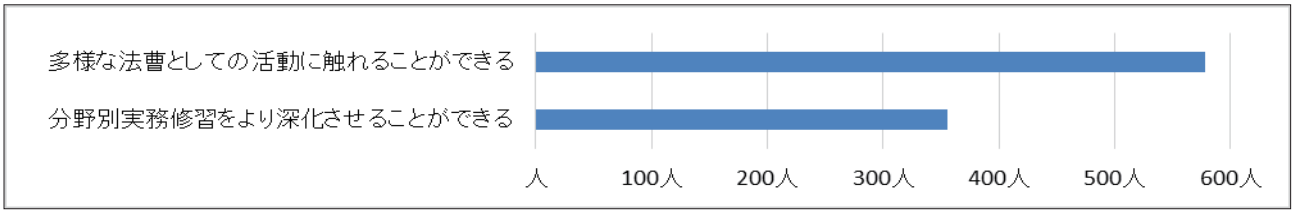

B 悪い点

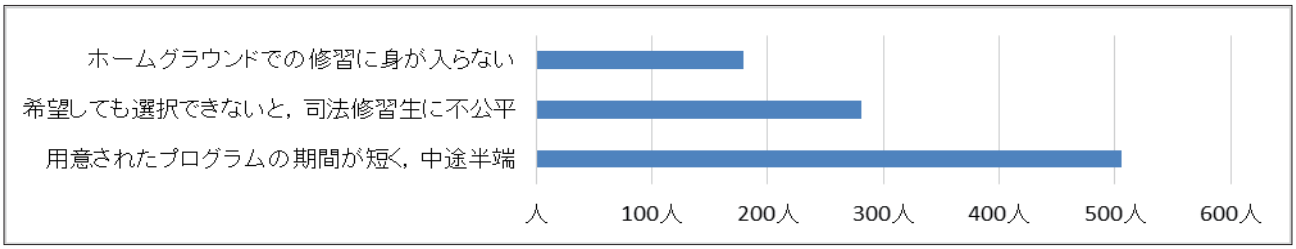

３０　司法修習生は，旧修習時代の司法修習生（第 59 期以前，旧第 60 期～旧第 65 期）と新修習時代の司法修習生（新第 60 期以後）とで変わったと思いますか。

■弁護士会（Q65）

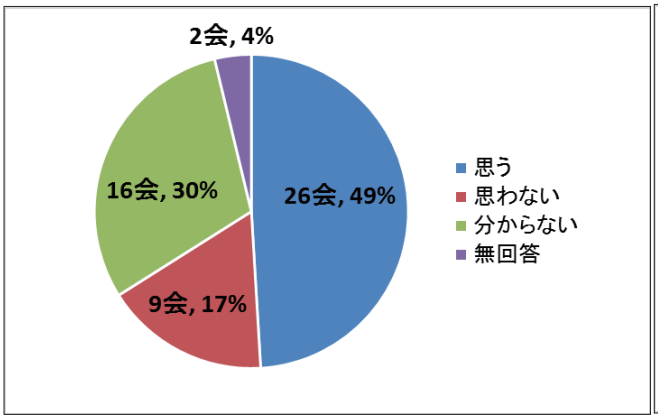

■担当弁護士（Q47）

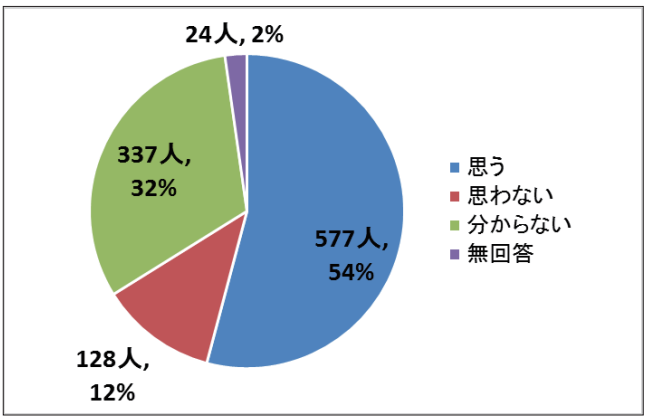

【変わった点】

マイナス方向への変化を指摘する記載が多い。

・基礎知識はじめ基礎力が従前と比べて低下している

・起案に慣れておらず文章能力が低下している

・法律基本科目・実務基礎科目等の素養を十分に身につけていない修習生が散見される

・分野別修習前に全く起案をしたことがないという修習生がいる

・金銭的に苦労している

【変わった点】

ア　プラス評価

・基礎知識が上がった

・情報量の多さ，プレゼン能力の高さ

イ　マイナス評価

・知識が足りない，能力が低下

・借金をしている人が増えた

・精神的・経済的に余裕がない

・修習期間が短く，お客様的である

・就職難であり，焦りが強い

・経済面及び就職について，苦労されている

・法科大学院ごとに教育内容のばらつきがかなりある

・前期修習がないので，基礎知識にばらつきがある

３１　司法修習生は，新司法修習が開始した当初の頃の司法修習生（新第 60 期・新第 61 期）と，最近の司法修習生（新第 65 期・第 66 期）とで変わったと思いますか。

■弁護士会（Q66）

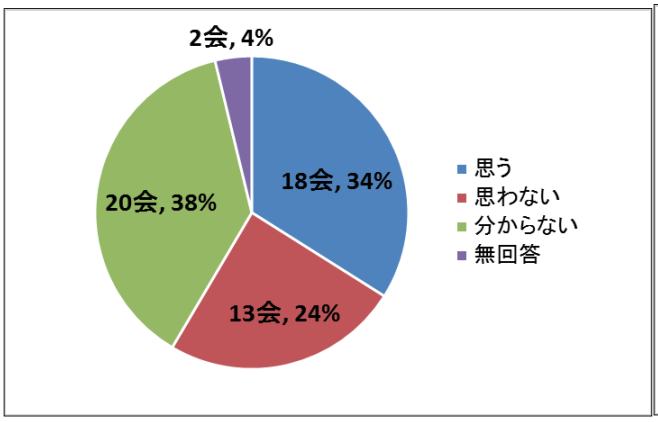

■担当弁護士（Q48）

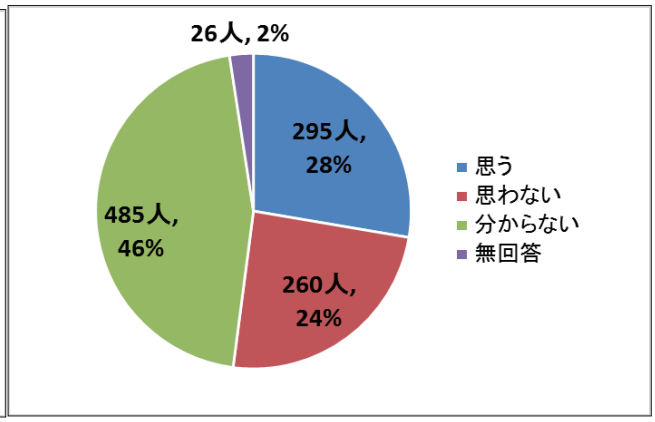

【変わった点】

貸与制の悪影響を指摘する記載が多い。

・貸与制により懇親会への出席に影響が出ている

・貸与制の影響か経済的に余裕が無く，修習時間外での実務化との接点をもつ時間が少なくなってきている

・就職活動に時間がとられる

【変わった点】

マイナス方向への変化の記載が多数。とりわけ就職への不安，レベルの低下の意見が多く，次に貸与制の悪影響についての意見が多い。

・給費制から貸与制に変わり，修習生の経済的負担が増えた。国の支援が減ったことで，法曹として公共的使命や責任感に対する意識が薄くなってきている

・貸与制は修習生の生活面を圧迫している

・経済的な負担が各種の場面で余裕のなさにつながっている

・就職活動の負担が増えて，修習に集中できなくなっているのではないか

・就職の心配が強くなっている

・起案能力が低下している

・能力の差がますます大きくなってきている

・司法試験受験科目以外の勉強をロースクールでしていない